

平成21年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成21年3月12日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 太田 健一	2 番 野並 享子
3 番 小菅 六雄	4 番 立入三千男
5 番 内田 聡史	6 番 奥村 治男
7 番 西本 俊吉	8 番 矢野 隆行
9 番 梶山 幾世	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 本田 章紘
17 番 川口 東洋	18 番 三和 郁子
19 番 鈴木 市朗	20 番 原田 薫
21 番 田中栄太郎	22 番 林 克
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	副 市 長	川尻 良治
教 育 長	南出 儀一郎	会 計 管 理 者	山中 重樹
まちづくり政策室 政 策 監	南 喜代志	総 務 部 長	前田 健司
市 民 健 康 福 祉 部 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 長	堤 文男
環境経済部長	岡野 勉	環 境 経 済 部 政 策 監	土肥 義博
教 育 部 長	東郷 達雄	まちづくり政策室 次 長	川端 良雄
総 務 部 次 長	富田 久和	総 務 部 次 長	中島 宗七
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	佐敷 政紀	都 市 建 設 部 次 長	高田 一巳
環 境 経 済 部 次 長	竹内 睦夫	教 育 部 次 長	山本 治一郎

秘書課長 立入 孝次
企画財政課長補佐 竹中 宏

総務課長 川端 弘一

出席した事務局職員の氏名

事務局長 田中 正二
書記 赤坂 悦男
事務局次長 井狩 重則
書記 吉川 加代子

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(河野 司君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(河野 司君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様のため、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(河野 司君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第10番、田中良隆君、第11番、藤下茂昭君を指名いたします。

(日程第3)

○議長（河野 司君） 日程第3、一般質問を行います。

発言順位は一般質問一覧表のとおりであります。順次、発言を許します。

質問にあたりましては、簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第5番、内田聡史君。

○5番（内田聡史君） おはようございます。5番、内田聡史です。よろしくお願いたします。私は、薬物乱用防止対策についてお伺いいたします。

最近特に、薬物汚染、大麻汚染という言葉をよく目にしたり聞いたりすることがあります。新聞やテレビ、特にインターネットにおいては、開けると、トピックスの欄で連日のように覚せい剤や大麻等薬物の所持や使用で逮捕という記事を見かけます。その中には大相撲力士、ミュージシャン、プロスポーツ選手、元芸能人、さらには、事もあろうに公務員、医師、教師が大麻に手を染めるといった事件も起こっております。このように薬物汚染が拡大している背景には、パソコンや携帯電話のインターネット等の普及により比較的簡単に手に入れられることが起因しています。

薬物乱用とは、医薬品を医療目的以外に使用すること、または、医療目的にない薬物を不正に使用することを言います。一言で薬物と言いましても、その種類は数多く、乱用されている薬物は覚せい剤、大麻、ヘロイン、コカイン、シンナーと有機溶剤、向精神薬と皆さんがご存知のものから、近年ではLSD、化学薬品から合成されたMDMA、マジックマッシュルーム、さらには、現行の薬事法では規制の対象にかからないということで合法ドラッグという名前で売られている違法ドラッグ、脱法ドラッグもふえてきております。薬物の形状も、最近ではカラフルな錠剤や、アロマオイルと誤解を与えるような表記で販売をしているようであります。そして、薬物の呼び名も変わってきており、別名でS、スピード、ハシシュ、エクスタシー、バツ、クマ等と呼び方があり、薬物と全く関係のない呼び名で、いかにも麻薬ではないような誤解を与えるような形で販売をしております。こういった薬物を乱用すると、差異はありますが、多くの薬物が中枢神経の麻痺、情緒不安定、幻覚や幻聴の症状、身体に大きな変調を与え、何よりも依存性が強いため、自分自身の意思だけではやめられず、どんどん深みにはまっていきます。

昨年8月に、政府の薬物乱用対策推進本部は、第3次五カ年計画をまとめました。その中身を見てみますと、覚せい剤事犯の検挙人員は減少傾向であるということですが、大麻事犯の検挙人員は10年前の約2倍に達しており、MDMA等合成麻薬事犯は増加し、押収量も増加しております。また、いずれも検挙人員の8割が初犯であるということ、さ

らには、大麻、MDMA等合成麻薬事犯の検挙人員の6割から7割が未成年者及び20歳代の若年層が占めており、青少年を中心に乱用の現実が浮き彫りになってきたとしております。

警察庁の調べでは、平成20年の大麻取締法違反容疑で検挙されたのは全国で2,778人、前年比507人増で、統計をとり始めた56年以降で最多であります。栽培による検挙も210人、前年比83人と大幅な増加であるということでもあります。

一部の若者の間では、大麻はたばこよりも健康被害が少ないだとか、ダイエットに効果的、集中力のアップ、性的興奮を高めるなど、言葉巧みに使用を促し、蔓延させている現状があり、使用する側もMDMAや違法ドラッグと呼ばれる薬がカラフルでかわいらしいものがあるため、サプリメント感覚、またファッション感覚で薬物を乱用し、無意識かつ罪悪感のないまま使用していることから、未成年を含む若者の薬物への抵抗感、罪悪感が薄れていることがわかります。

改めて本市における薬物乱用の危険性の認識、実態把握、対策等をお伺いいたします。

また、本市の子どもたち、若者にこのような薬物乱用が広がってこないという保証はなく、起こり得る危険性は十分に考えられます。学校教育の中における薬物乱用防止教育の現状、見解をお伺いします。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） おはようございます。それでは、内田議員の薬物乱用防止対策についてのお答えを申し上げます。

薬物は犯罪組織の資金源になっている他、他の犯罪を誘発する危険性が極めて高く、また、薬物依存症は本人の精神的・肉体的健康を損ない、社会への適応力を低下させ、家族や周囲に深刻な影響を与えるなど、重要な問題であると認識しております。

本市における薬物乱用の実態等についてですが、現在までに麻薬指定されましたものを含めまして、いわゆる脱法ドラッグに関する通報や事故件数等のデータは市では把握できない状況です。なお、健康推進課の「こころの健康相談」で、薬物に関する相談がありましたものは、平成20年度では2件で、覚せい剤やシンナー中毒の後遺症による相談で、それぞれ関係機関（保健所、びわこダルク等）や家族、消費生活相談などと連携して対応をしているところです。

相談事例から見ましても、薬物に手を出さないことが重要で、家庭、地域、学校で、小さな子どものうちから「薬物乱用はダメ、ゼッタイ」としっかり教えていくことが何より

も大切であると認識しております。

また、青少年における薬物乱用の多くは飲酒、喫煙から始まり、それが量的に進行した後、シンナーやマリファナ、覚せい剤や麻薬の乱用や複合使用に結び付くことが明らかになっていますので、まず、アルコール、たばこに手を出さないことが重要です。

市では、小中学校の学校保健安全指導と連携し、未成年の飲酒、喫煙防止教育を実施しております。今後とも、薬物乱用のない社会の実現に向けて学校、警察、民間団体と連携を深め、地域に根差した啓発活動を推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、内田議員のご質問の2点目にあります学校教育の中における薬物乱用防止教育の現状につきましてお答えをいたします。

薬物の乱用防止に関しましては、小中学校におきましては保健教育全体計画の中に位置づけ、指導をしております。小学校では、6年生の保健体育の学習でたばこや薬物の害について学んだり、警察との連携により喫煙防止教室を実施したりしている学校もございます。中学校では、3年生の保健体育の授業で薬物について科学的に理解し、将来にわたり薬物に手を出さない実践力を身につけるための学習をしております。また、保健安全教育の一環としまして、守山警察署員などの外部講師を招き、薬物乱用防止教室を実施している学校もあります。

いずれにしましても、薬物乱用は人間の命、社会生活を脅かす危険性を含んでいる上に、昨今、乱用のすそ野が広がってきていることから、教育委員会も危機意識を持ち、真剣に取り組んでいかなければならないと考えております。

今後は、児童・生徒の心に響くような映像や体験者の話などを活用し、絶対に薬物に手を出さないよう、指導の強化を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 内田聡史君。

○5番（内田聡史君） それでは、再質問を。

ここ最近での薬物に関する記事をインターネットから拾ってみますと、まず、2月23日に福岡県で中学3年生の女子生徒が覚せい剤使用で逮捕されております。そして、2月25日、横浜市内在住の歯学部の学生が覚せい剤取締法違反で逮捕、3月4日、乾燥大麻を持っていたとして大阪府岸和田市の府立高校男子生徒16歳が逮捕されています。そし

て、3月5日には薬物譲渡を目的とした出会い系サイトを運営したということで34歳の主婦が埼玉県において逮捕されております。そして、一昨日であります3月10日には、自宅に乾燥大麻を持っていたとして28歳の会社員、これは徳島県であります、逮捕されております。このような記事を見てみますと、薬物汚染が予想以上に私たちが生活しているすぐそばまで来ていると感じております。

また、先ほどの答弁では、通報と事件件数のデータ把握はできていないと答弁がございましたが、私が調べさせていただいたところ、平成20年に守山署管内で覚せい剤取締法違反の事件数は8件、そのうち野洲市居住者が2名、守山市居住者が4名検挙されております。ちなみに、県全体では113件の事件が起こっております。同じく、麻薬等の取締法違反件数は県内で15件、大麻も15件とのことであります。

このようなニュース、記事を見ていますと、県内の事件数、検挙者数を見ましても薬物乱用は決して対岸の火事と思っはならないのであります。このことは、何も全国のどこかで起こったことの一例ではなく、全国のどこでも起こっていること、また、起こり得る危険性を持っているという危機感を欠如させることなく取り組んでいかなくてはならないと考えております。

滋賀県薬物乱用対策推進本部が作成している平成20年度の滋賀県薬物乱用防止対策の冊子を見てみますと、昨年度は6月20日から7月19日まで、また、11月15日から12月14日まで、覚せい剤・シンナー乱用防止強化運動を実施とあります。この期間にはどのような取り組みが本市で行われたのですか。また、本市独自の取り組み、広報・啓発が行われたのかをお伺いさせていただきます。

また、小中学校において薬物防止の勉強を行っているということですが、先ほども答弁がございましたように、6年生で飲酒、喫煙が薬物につながるゲートウエー、いわゆる入門となっていることでもありますし、当然これからも続けていかなくてはならないことですが、薬物そのものに対します勉強は中学校3年生からということでもあります、中学校に入れば、やはり薬物の勉強を始めてもいいのではないかと思うのですけれども、中学生ともなれば活動範囲も広くなり、長期休みともなれば、京都、大阪などの都市の繁華街にも足を伸ばす子どもたちがたくさんいます。そういった青少年をかどわかす犯罪者に遭遇する危険性も少なからずあるのではないのでしょうか。また、インターネットに精通する年代でもあり、興味本位、おもしろ半分に購入する危険性もあると考えるわけでもあります。

こういった問題に対する認識は、発達段階に応じた教育が非常に有効だと考えます。中

学生以上には、薬物が恐ろしいものである、手を出してはいけないものであるという認識を持つためにも、警察官に講師になってもらい、薬物は犯罪である、また、校医や保健の先生に講師になってもらい、薬物乱用は健康被害を受けるといった教育が必要であると考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、内田議員の再質問について、私の方からは、強化週間の中での啓発の市の取り組みということでお答えを申し上げたいと思います。

今ご紹介いただきましたように、県では6月、また11月に強化運動ということで新聞、広報誌等での啓発なり、また、シンナー等の溶剤への取り締まりなどの活動や、少年センターと連携しまして、一斉の立入調査等もされているということですが、本市におきましては、この週間にあたりましては、広報により薬物乱用での相談窓口の開設などというような形で啓発するとともに、ここで作られました関係するポスター等を、保健センターを含めまして公共施設への張りつけなどという形で周知をしているところでございますけれども、おっしゃっていただいていますような独自の取り組みまでにはまだちょっと至っていないという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、内田議員の教育関係の再質問にお答えいたします。

まず、強化運動の期間中の取り組みの中で守山野洲少年センターでの取り組みを若干紹介させていただきます。

この月間中には大型スーパーでの啓発活動を野洲市の補導委員さんと共に行っておられます。また、年間を通した守山野洲少年センターの取り組みとしましては、当然、野洲市と連携を図りながらシンナーを含む薬物を取り扱っております店舗への立入調査や、あるいは小学校への薬物乱用に係ります有害性等の指導、平成20年度におきましては篠原小学校の方で指導を受けておりますけれども。それと、薬物の相談活動を行っておられます。

次に、2点目の児童・生徒に対します教育の関係でございますけれども、先ほどもお答えいたしましたように、昨今、薬物につきましての理解不足や、あるいは好奇心、軽い気持ちから薬物乱用の実態が広がってきていると考えております。そういった意味からも、議員ご指摘のように、発達段階に沿った指導が重要であるということも認識いたしております。

そこで、一昨年になりますか、平成19年度には、野洲中学校では全学年を対象にしまして守山警察署員の方の劇を見せていただいたり、本年度は、篠原小学校ではインターネットを使って薬物について調べたりして、知識だけでなく視覚に訴えるような手法で学習を進めております。

しかしながら、他の学校では外部講師を招いた学習は定着しておりませんので、その辺、今後の課題かなというふうに思っておりますし、また、ご指摘がございましたように、中学生につきましては、やはり1年生から計画的に継続した学習に取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 内田聡史君。

○5番（内田聡史君） 今、教育部長から答弁をいただきましたけれども、篠原小学校におきましてはインターネット等で薬物のことを調べているということではありますが、これ、注意しないと、寝た子を起こすといいますか、下手に興味本位、興味を引くような結果になると思いますので、そのあたり、十分注意していただきたいと思っております。

そしてまた、健康福祉部長からの答弁がありましたように、広報による啓発。私、これ、去年と今年、2年間の広報を見せていただきますと、先ほども答弁がありましたように、相談窓口の紹介をしておられるということで、2年間で薬物に関する啓発、これだけしか載っていなかったのですけれども、大変重要な問題と理解しているのであれば、もう少し他の人権問題、DV、児童虐待等もいろいろ啓発運動の中で広報等に載せておられますので、もう少しこういった問題に関しても広報、また、来年度から広報が月1回になるかもしれないということで、なかなか紙面にも限りがありますので、そうであればホームページ、また、自治会に配っていただいています回覧板に載せてもらえるような何かそういうチラシをつくって市民に啓発を促すような手だてはないかと思うのですが、来年度以降の薬物乱用に関します広報による啓発についてどうお考えか、お伺いさせていただきます。

そして、例えば人権問題に関しましてですと、人権学習をした後に子どもたちに人権問題に関する詩や作文、標語ポスターなどを作成して、先日の市の人権尊重をめざす市民のつどいなどで表彰されておられます。これは小中学生自身が勉強したことを問題と意識し、主体的に取り組むことでより一層問題意識を持てるものだと考えております。薬物乱用問題におきましても、薬物汚染のすそ野が低年齢化している現状で、青少年自身が薬物の怖さを知り、自分たちが主体となって取り組むことが必要であると考えます。未来を担う子

どもたちが薬物汚染の被害者とならないよう、今からしっかりとした対応が必要であると考えますが、この取り組みを行うべき考えがあるか、お伺いいたします。

最後に、ちょっとご紹介をさせていただきますと、財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターというのがありまして、そこに薬物防止キャラバンカーというのがあるみたいなのですが、滋賀県の19年度実績で見えますと、4回ほど利用されているみたいですが、他府県においては、この車を大いに利用して薬物乱用防止運動に役立っているそうであります。この事務局に車を依頼し、本市においても利用をしていくべきと考えますが、お考えがあるかないか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、内田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

市の啓発・広報ということで今ご紹介いただきました。2年間に1度ぐらいしかご紹介できなかったということで、今、若者の中では大麻を含めまして、マスコミでも大きく取り上げられておりますし、聞きますと、全国では19年度で2万件余り、ここ数年、検挙数とすればやや下降ぎみであるというような数字も出ているのですけども、今年を含めまして、また増加傾向にあるだろうと。その中の3分の2が20歳までの者で、薬物に手をつけているという状況もありますので、市の方も、県のいろいろな取り組みがございますので、それにあわせて、広報になるのか、ホームページですか、あわせて市のいろんな健康づくりのイベントもございますので、その中でもビデオの活用他いろんな形で、もう少し市民の方に考えていただけるような形で啓発も進めてまいりたいと考えておりますし、教育委員会の方からありましたように、特にこれからの子どもたちに少しでもこの部分について学んでいただく、年代層によると思いますけども、そのあたりも進めていく必要があるかなと思っております。

そうしまして、もう一点、キャラバンカーについてのご紹介をいただきましたように、全国では8台あると。これは厚労省の外郭団体の法人が持っているようなんですけども、関西に1台配置されているということで、主には小中高の子どもたちへの啓発ということで、9割以上がその目的でご利用いただいているということを知っておりますので、これについては、年2回、申し込みがあるようですので、9月以降ですと4月から申込書を出すということもありますので、これにつきましては、教育委員会、また市のイベント等で活用

できるように申し込んでいく方向で少し検討したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 内田議員の再質問の中の、まず啓発の観点で、教育委員会の取り組みでございますけども、当然、この薬物乱用の防止関係につきましては市民健康福祉部と教育委員会との連携が何よりも大切だと思っております。その中で、教育委員会としましては、青少年育成市民会議が発行しております広報誌等でも、今後、啓発をしていきたいなというふうに思っております。

それと、小中学生によります作文や標語の募集の関係でございますけども、先ほどもご答弁申し上げますように、まず子どもたちが十分な学習をした上で、しっかりと知識を得て、そのような取り組みもする場合は有効だとは考えます。しかし、先ほど申しましたように、小学校では6年生、中学校では3年生で学習しております、どちらかといいますと、現在のところ単発的になっておるといふふうに思われます。したがって、まずは学習機会を拡大させていただきまして、その上で、議員のご指摘のような作文や標語の募集等につきましても考えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 次に、通告第2号、第6番、奥村治男君。

○6番（奥村治男君） 皆さん、おはようございます。私は、今回、教育委員会関係に絞ります、2点、お伺いしたいと思います。

まず1問目でございますが、新教育基本法への対応についてお伺いたします。

教育基本法が昭和22年に制定されてから半世紀以上が経過したわけでありますが、この間、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、教育をめぐる状況は大きく変化いたしました。このような状況にかんがみ、新しい教育基本法が平成18年12月に公布、施行されました。

新教育基本法では、教育振興基本計画について、政府には策定義務を、地方公共団体には策定の努力義務を課しております。そして、昨年7月には政府の教育振興基本計画が成立いたしました。その計画の中では、地方公共団体に期待される役割として次のように記載されております。

教育の振興に関し、地方公共団体には国との適切な役割分担を踏まえて、当該地方公共団体の経済的、社会的条件等に応じた施策を策定し実施することにより、住民の期待に

え、その責任を全うすることが求められる。その際、地方公共団体の中でも市町村と都道府県が担うべき役割はそれぞれ異なることに留意する必要がある。市町村は、最も住民に身近な立場でその意思を十分に把握し、また、関係者との連携を図りながら行政を行うことが求められる。

政府のこの計画策定を受け、滋賀県におきましては、滋賀県教育振興基本計画の策定作業が進んでおります。先般、その原案がパブリックコメントに付されました。県の計画は原案の段階ではありますが、国の方針を受け、施策を展開されています。教育行政の効率化の項では、市町との適切な役割分担があるとしています。

これらを前提とした上で、我が野洲市においても、野洲の事情をよく見極めた上で本市の課題に応える教育振興基本計画の整備が必要と考えますが、所見をお伺いします。

次に、教育基本法第10条第2項には、国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるように努めなければならないと明記されております。本市としては、家庭教育を支援するために、この教育基本法の文言に沿ってどのようなことをしているのか、支援策の現状と今後の見通しについて、あわせて所見をお伺いしたいと思います。

次に2点目、小中学校における携帯電話、メールの使用実態と対応についてお伺いいたします。

文部科学省の調査によりますと、中学生の約2割が携帯電話でメールを1日50件以上やりとりしており、7%が1日に100件以上やりとりしているという実態が明らかになりました。また、1日のメールが30件以上という児童・生徒のうち、午後11時以降に眠る小学生は64.3%、中学生に至りましては74.8%、高校生では87.1%であることも報告されております。子どもの生活習慣にも大きな影響を及ぼしております。さらに、約7割の高校生は迷惑メールやインターネット掲示板に悪口を書かれるというトラブルも経験していると言われております。文部科学省は、早い段階から正しい使い方やマナーを身につけることが重要としております。

ついては、次の3点について所見をお伺いいたします。

まず1点目ですが、この1点目の質問につきましては、昨日、鈴木市朗議員が代表質問の中で、教育関係のところで一部触れられましたので関連すると思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

1つ、メール依存症や携帯電話を媒介とした犯罪が社会問題となる中、本市では、小学

校6校の高学年、4年、5年、6年生及び市内3中学校の学年別の携帯電話の所有率ほどのぐらいなのか、学年が上がるほど所有率は高いと思われませんが、その実態についてお伺いしたいと思います。

2つ目は、学校に携帯電話を持ち込むことを禁止する自治体が出ておりますが、本市ではどのように対応していかれるのか、お伺いしたいと思います。

3点目、小中学生に対して携帯電話の依存症にかからないように、また、犯罪に巻き込まれないように啓発、教育していくことが大変重要であると思われませんが、本市ではどのように対応されていくのか。

この3点について所見をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） それでは、ただいまの奥村議員の一般質問にお答えいたします。

まず第1点目の、新教育基本法への対応についてでございますが、今後、本市におきましても、国や県で策定される教育基本計画を踏まえた上で、野洲市の教育課題等についても直視しながら、「郷土に根差して、世界に羽ばたく人づくり」を目標に、就学前の子どもから高齢者の方までを対象とした幅広い生涯学習社会の構築を目指した野洲市教育振興計画を21年度中に策定してまいりたいと考えております。この振興計画の策定にあたりましては、（仮称）野洲市教育基本計画検討委員会を設置してまいりたいと考えております。

次に、家庭教育の支援施策の現状につきましては、市PTA連絡協議会と連携しながら親子ひびきあい事業を委託し、各校・園にて子育て研修会などそれぞれ特色ある取り組みを実施していただいております。また、県主催の家庭教育活性化推進事業を活用し、PTA子育て学習講習会や子育てサポーター実践交流会への参加を呼びかけており、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進にも取り組んでおります。

今後の見通しについてであります。家庭教育はすべての教育の原点であるとの認識のもとに、家庭や地域の教育力の向上を図り、学校・家庭・地域がそれぞれの役割に応じて力を発揮し、互いに連携・協力し合って、市全体で子どもの育ちを支える環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、地域や学校などで子育てに関する学習の場を充実するとともに、家庭での親子の触れ合いを広げるために、子どもの読書活動の推進などにも取り組んでいきたいと考えております。

第2点目の小中学生における携帯電話、メールの使用実態と対応についてお答えいたします。

まず、小中学生の携帯電話の所持率についてでございますが、全小中学校の調査はできておりませんが、本年3月に教育委員会で抽出で調査しましたところでは、本市の全小学校5年生の平均で11.8%、全中学2年生の平均で56.0%でした。また、昨年7月に中主中学校のPTAが行った調査では、1年生が49.1%、2年生が59.6%、3年生が66.7%でした。

小学校においては、学年別の所持の状況は把握できませんが、中学校においては、学年が高くなるほど所持率が上昇している現状にあります。

次に、学校への携帯電話の持ち込みに関する対応についてですが、市内の小中学校では携帯電話の持ち込みは原則禁止、学校生活に不必要なものとしての取り扱いをしております。昨今の状況を踏まえ、教育委員会としましても携帯電話の取り扱いに関する基本的指導方針を示し、指導の徹底を図っているところでございます。

次に、啓発・教育のご質問ですが、携帯電話を介して子どもたちが犯罪の被害者となっているだけでなく、有害情報の発信者として加害者になっているケースも増加しています。学校教育においては、情報モラル等に関する指導の充実を図ることにより正しい判断力を身につけさせることが大切です。

携帯電話の問題については、持たせる親、大人の側の課題が指摘されています。PTA研修会等を通じて、大人、保護者がその危険性についての認識をしっかりと身につけ、使用方法などについて学ぶ機会を持つとともに、持たせるときにはフィルタリングなどの予防対策を行うことが大切であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、教育基本法への対応について2点、再質問をいたします。

1つ目は、パブリックコメントに付されました県の教育基本計画の資料の中で、子どもを取り巻く環境の変化に伴い、安全に安心して遊べる場所が少なくなり、また、少子化によって兄弟や同世代の子どもが減少したことから、スポーツや外遊びの時間が減少し、かわって、家の中でのテレビゲームなどの一人遊びや塾、けいこ事の占める時間の割合が増加したことが指摘されるとする一方で、滋賀の子どもたちにつきましては、地域の清掃活

動への参加率も高い水準にあると言われております。比較的地域行事に活発に参加しているようであります。また、家庭の姿につきましては、都市化や核家族化、地域における支援的なつながりの希薄化により、家庭の教育力の低下が指摘されております。その理由として、66.7%の人が子どもに対し過保護、甘やかせ過ぎや過干渉な親の増加を挙げているところであります。

野洲市の今後の教育を考えるためには野洲の平均的な子ども像、家庭像をまず把握する必要があろうかと思えます。教育長にとって、現在の野洲市の子どもたちはどのように映っているのか、また、野洲の家庭像はどのように考えておられるのか、あわせて所見をお伺いしたいと思えます。

次に、家庭教育におきましては、ストレス過多となる子育てにおいて、子どもにどのように接してよいのかわからなくなってしまい、余計にストレスをためた結果、虐待となったり、その逆に、子どもから親への暴力も見られるなど、家庭内だけでは解決できないケースも多くあろうかと思えます。まず、野洲市におきましては、子育てに悩む親についてどのように認識されているのか、所見をお伺いしたいと思えます。

次に、小中学校における携帯電話、メールの使用実態と対応についての再質問をさせていただきます。

昨年実施されました文部科学省の調査では、携帯電話を持つ中高生の約70%が迷惑メールや不当な料金請求などのトラブル経験があることが判明しております。市内の小中学校におきましても、親の携帯電話でこういう不当な料金請求をされたことがあるということも聞いておるわけでありまして、今回の調査結果では子どもの携帯電話利用に関して親の認識が追いついていないということで、文部科学省では保護者に対しましてもアンケートが行われました。この中で、例えば書き込みからいじめや犯罪につながる例が後を絶たない現状にあり、自己紹介サイトのプロフについても、保護者の約40%はこの言葉を聞いたことさえないと答えております。プロフは、最近では児童買春の温床にもなりつつあるとも言われております。

ただいまご答弁いただきました中で、教育委員会は携帯電話の取り扱いに関する基本的な指導方針を示し、指導の徹底を図っているとのことですが、小中学生、保護者に対して具体的にどのような指導をされているのか、お伺いしたいと思えます。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ただいまの奥村議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の、野洲の平均的な子ども像、家庭像についての質問でございますが、市内各学区によりましてそれぞれ特色があろうかと思えます。平均的には、学校や地域の方々に温かくはぐくまれ、そして、あいさつができる、快活で元気のある子どもが多い、このように認識いたしております。家庭像につきましても、基本的な生活習慣、あるいは他人に対する思いやりなど、子どもが生きる力を養うために家族みんなで温かく子育てに励んでいただいているというように認識いたしております。

次に、2点目の子育てに悩む親に関するご質問でございますが、近年の核家族化、あるいは社会情勢の変化や地域のつながりの希薄化などによりまして、子育ての仕方がわからない親や関心の薄い親、関心はあっても忙しくて十分に子育てできない親がふえていると認識いたしております。

最後に、携帯電話の取り扱いに関する指導につきましては、学校生活には携帯電話は不必要なものであるということから、児童・生徒並びに保護者に対して、特別な事情のない限り学校への持ち込みについては原則禁止とすることを基本に指導をしているところです。

ただ、持ち込みの禁止や使用禁止を行うだけでは根本的な解決にはならないことから、各学校においては携帯電話の所持等の実態を把握した上で、技術家庭科や特別活動など、年間指導計画に情報モラルあるいは情報に関する内容の充実を図っています。また、携帯電話の必要性について児童・生徒自身に自ら考えさせる機会を設けたり、他人への影響を考慮して行動することの大切さなどについても指導をしているところです。

保護者に対しては、学校の方針を明確に示し、携帯電話の利用実態や危険性及び対応策について周知を図り、家庭における携帯電話に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進を図っているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） それでは、再々質問をさせていただきます。

まず、新教育基本法への対応についてももう一度お尋ねいたします。

滋賀県教育基本計画の原案を見ますと、今後5年間に取り組むべき施策としまして、1つ、子どもたちの生きる力をはぐくむ、2つ目は、社会全体で子どもの育ちを支える、3つ目は、学び合い、支え合う生涯学習社会をつくる、基本目標を達成するために3つの観点がこのように示されておるわけですが、野洲市の教育振興計画につきましても、先の答弁をいただきました中で21年度中に検討委員会を設置して策定するとのことのご答弁で

したが、教育委員会としては、この検討委員会に提示される基本目標及び達成年次等は、当然、事務局として委員会に提示されると思いますが、現時点で、この野洲市の教育振興計画につきまして、こういった基本目標、達成年次等についてはどのように今考えておられるのか、もし今の段階でおわかりでしたらお聞かせいただきたいと思いますし、また、この原案ができた時点ではパブリックコメントはされるのかどうか、これもあわせてお伺いしたいと思います。

次に、小中学校における携帯電話、メールの使用実態と対応について、再々質問を2問、させていただきます。

1つは、インターネット上の出会い系サイトや自殺サイトなど、子どもたちに有害なウェブサイトにアクセスできなくするサービス、フィルタリングにつきましては、文部科学省の調査では、この有害サイトの閲覧を防ぐフィルタリングの機能につきまして、小学校6年生、中学2年生の保護者で「知っていた」、「聞いたことがある」と答えたのは7割から8割にとどまっており、さらに、料金や時間、利用方法などにつきましても、「家庭でルールを決めていない」と答えたのは54%に上っております。

つきましては、先ほどの答弁で、家庭における携帯電話に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進を図っているとお答えいただいておりましたが、携帯電話を持たせている小中学生の保護者に対して、フィルタリングの措置についての実態調査は小中学校においてこれまでされたのかどうか、伺いたいと思います。

それと、学校への携帯電話の持ち込み禁止だけでは問題の根本的な解決は期待できないわけでありまして、今後の年間指導計画の中で具体的にどのように進めていかれるのか、あわせてお伺いいたします。

2点目について伺います。

携帯電話の依存症や犯罪被害、メールや学校裏サイトによるネットいじめなど、児童・生徒が大人の目に付かないように設けた学校裏サイトが問題化しております。特定の生徒をターゲットにして非難中傷の言葉を掲示板に書き込むなどのネットいじめの温床にもなっておりまして、わいせつ画像や掲示板もあるなど、信じがたいことがサイトの中にはあると言われております。大人には発見すら難しいと言われておりますが、現在、その存在が1万5,000とも30万とも言われておる中で、本市の小中学校では子どもを守るための学校裏サイトに対する実態調査はこれまで行われてきたのかどうか、また、本市でも存在しているのかどうか、あわせて所見をお伺いしたいと思います。

以上で再々質問を終わります。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 奥村議員の再々質問にお答えいたします。

まず、教育振興計画の関係についてでございますが、国及び県の教育振興基本計画は、今後おおむね10年間の目指すべき教育の姿として数点の目標を掲げ、これを達成するために、今後5年間、すなわち平成25年度末までの施策を示しております。また、教育基本法では、教育振興基本計画の策定にあたっては、地方公共団体は国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定しています。

野洲市といたしましても、先ほど答弁申し上げましたように、「郷土に根差して世界に羽ばたく人づくり」を主要なテーマとして数点の基本目標を設定するとともに、計画の終期も国、県と同様にする予定であります。また、広く市民のご意見をお聞きする場としてパブリックコメントも実施する計画でございます。

次に、携帯電話のフィルタリングに関する実態ですが、平成19年度に、守山野洲少年センターの調査によりますと、小学生の23.7%、中学生の32.1%、高校生の28.9%がフィルタリングについて知っていると答えています。一方、フィルタリングについて知っている小中学校の保護者は約7割に上るとの結果です。しかし、実際にフィルタリングによるアクセス制限をしている小学生は18.4%、中学生は19.6%、高校生は6.2%と低く、フィルタリングのことを知っているけれども制限はしていないのが実態です。それ以後、フィルタリングについては法整備されてきていますので、認知度や利用度は高まりつつあると認識しています。

次に、今後の学校における指導計画についてですが、各学校においては技術家庭の学習や総合的な学習の時間などにVTRを視聴したり、子ども向けのリーフレット「ちょっと待ってケータイ」などの教材を有効に活用したりして指導しています。何よりも指導する教師が危機感を持って継続して指導することが肝要だと考えています。

最後に、学校裏サイトについてですが、具体的な実態把握のための調査は行っていません。教育委員会では、学校裏サイトを監視する全国webカウンセリング協議会提供のサイトがございますが、そこへの閲覧申請をしております。それによりますと、現時点での本市における学校裏サイトの存在は認められておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、通告第3号、第8番、矢野隆行君。

○ 8 番（矢野隆行君） おはようございます。8 番、矢野隆行でございます。少し声が出ませんので聞きづらいと思いますけども、よろしく願い申し上げます。

私は 3 点にわたって質問をしたいと思います。

初めに、新型インフルエンザに対します対策は。

日本国内で白鳥の死骸から鳥インフルエンザウイルスが検出されるというショッキングなニュースが流れておりました。これまでのところ、日本では鳥インフルエンザの人への感染は確認されていませんが、東南アジアを中心に鳥から人への感染が急増しております、心配されておられる方も少なくないのではないのでしょうか。

新聞によりますと、最近、愛知県内のウズラ農場で高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された問題で、農林水産省は 10 日、同県内で 3 例目の発生を確認したと発表しております。いずれも H7 亜型の弱毒性タイプという。同県はこれまでと同様に、この農場の周囲半径 5 キロ以内の家禽や病原体の付着するおそれのある物品の移動を制限したところであります。

WHO 世界保健機構によりますと、2007 年 4 月 30 日現在、鳥インフルエンザの鳥から人への感染は 382 名、死者は 241 名と報告されております。一部には人から人への感染例も報告されております。新型ウイルスに対しまして人間は免疫を持っていないために、ひとたび発生しますと世界的な大流行を引き起こす危険性があります。いつ新型インフルエンザが発生してもおかしくない状況にある今日であります。

人類は、これまでに数回、新型インフルエンザの流行で大きな被害を出しております。1 つ目は 1918 年、スペイン風邪であります。世界で約 4,000 万人、この日本でも 39 万人が亡くなりました。直近では 1968 年、香港風邪が流行いたしまして、世界中で 100 万人の死亡を出しております。このような悲劇は二度と起こしてはならないものです。政治が早急に手を打つべきでありまして、公明党は、党内に設置しました新型インフルエンザ対策を新型が発生した際の行動計画の着実な実施、新型ワクチンの生産体制確保や、新型ワクチンの開発促進などを政府に申し入れたところであります。

これを受けまして、政府は新型インフルエンザが海外で発生した場合の水際対策などについて方針をまとめたところであります。このポイントは、ウイルスの侵入防止の徹底と国内の蔓延を可能な限り防ぐこと、帰国を希望する在外邦人を速やかに帰国させることなどであります。例えば発生国からの定期便が運航停止となった場合、政府は航空会社に対しまして臨時便の運航を呼びかけます。また、政府専用機、自衛隊機の使用などによりま

して帰国手段の確保に努めます。さらには、検疫強化を図るために航空機や船舶の受け入れは成田、関西、中部、福岡の4空港とし、横浜、神戸、下関の3つの港に集約します。発生国からの外国人の入国も制限します。

これらの水際対策や封じ込め対策の根拠法といたしまして、新型インフルエンザ対策を盛り込みました改正感染症予防法と改正検疫法を成立したところであります。法律で新型インフルエンザを感染症と定めまして、患者の入院、検疫などの措置がとれるようになったものであります。

新型ウイルスの病原性が重度の場合は、最悪の想定といたしましては国内では4人に1人が感染し、死者が64万人にも上ると厚生労働省では試算しております。いわゆるパンデミックと言われる感染爆発も予想され、まさに国民の生命に重大な危機が及ぶ可能性が大きいわけであります。

国内で新型インフルエンザの感染者が発生した場合の市の対応が重要になります。独自の対策として市民に対する啓発活動やワクチンの確保など、積極的に取り組む早急の課題がございます。

そこで質問させていただきます。

1番目に、発生時の的確な情報を提供するとともに、混乱の防止策、また、市民向けの新型インフルエンザの正確な知識の啓発と防止対策用広報誌配付は。2番目、徹底した予防策の実施は。3番目、外国から発生した場合の検査体制は。4、国内で発生した場合の行動計画の策定は。5、医療体制の強化、備蓄薬の確保に向けた対応は。6、野洲市新型インフルエンザ行動計画の策定はどのように進めていくのか、見解を伺います。

次に、2番目に、介護予防につなげる介護ボランティア活動の取り組みを質問いたします。

高齢者による介護ボランティア活動ですが、厚生労働省では、介護予防を推進する観点から、65歳以上の高齢者の方が介護ボランティア活動を行ったときに、市が活動実績を評価してポイント化し、そのポイントを使って介護保険料や介護サービスの利用料に充てることができる介護ボランティアポイント制度を市町村の裁量によって実施できるように、今、推進されております。

65歳以上の元気な高齢者が介護施設や在宅介護などのボランティアをし、その活動記録をポイントに換算して、自身の介護保険料に一部反映させますので、高齢者にとっては2点のうれしいことがございます。まず1つ目は、地域貢献をしながら自身の介護予防に

つながります。そして、生きがいを持って生活ができます。2つ目は、自主的に自身の介護保険料負担を軽減できます。

今、東京を中心に各地でスタートしているようでございます。自治体によっては、やり方はいろいろあります。昨年5月から制度化されましたので、先例市の取り組みを見ながら検討している自治体も多いようでございます。

地域のひとり暮らし高齢者の方への話し相手や、外出や散歩の支援、特別養護老人ホームで食事や配膳などの軽作業のボランティアは、自身の希望に合わせて、在宅高齢者支援や自治体に受け入れ希望を登録している介護保険施設を選んで活動されます。高齢者が外出する機会を持たずに家に閉じこもりがちになる一方で、高齢者の知識や経験を必要とする介護の場は数多くあると思います。

次の点をお伺いいたします。

1、この制度は介護予防につながると考えますが、今どのようにこの制度を検討されておられるのか、また、この制度における課題は何が考えられるか、お伺いいたします。

2、本市の介護予防は筋力トレーニング等がありますが、ますますふえていきます高齢化に向けての今後の対策を伺います。

3、高齢者雇用はひいては介護予防につながるが、この充実を国では推奨しておりますが、本市の高齢者の雇用の実態はどのように進めておられるのかを伺います。

3点目、農商工連携の推進についてお伺いいたします。

公明党の太田代表は衆議院本会議、これは1月31日でございますが、代表質問の中で環境、農林水産、医療などの各分野への戦略的な雇用創出に全力を挙げることを麻生総理に要望し、とりわけ農林水産分野におきます農商工連携による地域ブランドの戦略的展開を推し進めるべきだと主張しております。

地域ブランド育成の柱となります農商工連携は、昨年の7月に施行されました農商工等連携促進法を根拠として農林・漁業者と中小企業者が共同で行う新たな商品やサービスの開発等に関わる計画について国が認定を行い、この計画に基づく事業に対し補助金、政府系金融機関による低利子融資、信用保証の特例等の支援を行うことにより、農林・漁業と商工業等の産業間の連携を強化して地域経済を活性化する取り組みであります。

一方、これまで地域活性化に取り組んできた公明党は、平成21年度予算案におきまして、大胆な地域活性化策を講じるよう政府に対し強く要望いたしました。これを受けまして、政府は、現下の経済状況も勘案し、地域経済回復の打開策の1つとして農商工連携支

援を重点推進課題枠に推薦するとともに、平成21年度予算案におきまして農商工連携推進予算、総額150億円を計上するなど、積極的な姿勢を示したところであります。

本市におきましても、政府の予算措置を最大限に活用していただくとともに、ピンチをチャンスに変えるべく、地域経済回復に向けて農商工連携支援をさらに一步推し進める施策を講じていただきたい。

次の点について伺います。

1、新商品、新サービスの開発・事業化・販路の開拓を一気通貫で支援するために、全国10カ所に地域活性化支援事務局が設置されておりますが、これらの連携はどこまで進んでおるのか。

2番、支援事務局では、全国的なマーケットを視野に入れた商品開発や販路開拓などをサポートするとともにJETROなどによる海外展開も支援していくことになっておりますが、これらの取り組みは、これからどのように進めていくのか。

3、本市のブランド商品の開発は今後どのように施策として取り組んでいくのか、お伺いいたします。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、矢野議員の、まず新型インフルエンザに対する対策についてお答え申し上げます。

1点目の新型インフルエンザの周知につきましては、市民一人ひとりが正確な知識に基づき、適切に行動することで、混乱や感染拡大の防止が可能となります。そのためには、庁内関係各課から国及び県が発信する情報を迅速に市民に提供できるよう情報収集と提供体制を整えることが必要となりますが、具体的な提供方法などは、今後、策定予定の行動計画の中で定めてまいります。

なお、市民向けの啓発として、平成20年10月から、湖南管内4市と保健所が共同で情報提供企画を立て、市ホームページ、自治会回覧、市の広報を使って啓発活動を行っており、今後も県、管内各市と協力し、適切な情報の提供に努めてまいります。

2点目の予防策につきましては、適切な感染防止策としましては手洗い、うがい、マスクの着用、また、せきをするときのマナーの徹底、家庭における食料品等の備蓄、発生時の医療機関の受診方法、不要不急の外出自粛等の励行でございます。

3点目の、外国で発生した場合は、国において検疫体制の強化、外国人の入国制限、航

空機等の運航自粛要請などが行われます。市では関係省庁から発信される各国の発生・対応状況についての情報収集に努め、市民への注意喚起を行います。

4点目の、国内で発生した場合の行動計画の策定、及び6点目の野洲市新型インフルエンザ行動計画の策定につきましては、野洲市の行動計画の策定を4月から取り組むため、現在、その準備を進めているところでございます。

新型インフルエンザ対策は、市役所全課にわたり取り組まなければならない事案であることから、行動計画の策定に先立ち、4月1日から施行する野洲市新型インフルエンザ対策会議設置要綱、及び野洲市新型インフルエンザ対策本部設置要綱を定めるとともに、今月には職員の新型インフルエンザに対する基礎的知識の習得及び意識の高揚を図ることを目的に、全職員を対象に職員研修を実施いたします。

新型インフルエンザ対策は、可能な限り感染拡大を阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を低下させないことが重要であり、本市の危機管理対策事案として、海外での発生時や国内での発生時など各フェーズ（発達段階）に応じて国、県の行動計画に沿いながら全庁体制で取り組む行動計画を、本年10月を目途に策定してまいりたいと考えております。

5点目の医療体制につきましては、県内すべての病院が、新型インフルエンザ対策において拠点病院、協力病院、支援病院のいずれかの役割を担うこととなっております。この体制整備は、県を中心として地域医師会、病院関係等と連携して行われているところです。市では医療体制に関する情報を収集し、問い合わせに対応する相談窓口として市民への正確な情報提供を行える体制を整備してまいります。

また、抗インフルエンザウイルス薬につきましては国と県において備蓄が進められています。市では、市民がパニックを起こさず冷静に対応できるよう情報の周知を図ってまいります。

続きまして、介護予防につなげるボランティア活動のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の、介護のボランティア活動によるポイント制度につきましては、介護のボランティア活動を行うことで介護保険料を軽減しようとするもので、東京都稲城市が提案し、同市と東京都千代田区が連名で厚生労働省に要望されたところ、介護保険料を軽減することは不可とされましたが、平成18年度から介護保険に導入された地域支援事業の中で地域支援事業交付金として交付することは可能との見解が示されました。このことから、稲

城市や千代田区はボランティア活動の実績をポイント化し、そのポイント数に応じて交付金の額を定め、申請により交付金を受け取ることができる制度を創設されました。

この制度は、意欲を持って介護ボランティア活動をされることは自らの介護予防につながるるとともに、ボランティア活動へのきっかけとなる制度であると思っております。しかし、他のボランティアをされている人との公平性やポイント取得が長期間に及んだ場合の管理、ボランティア活動の実績把握などさまざまな課題があると考えており、当面は制度を導入することは予定しておりません。

次に、2点目の高齢化に向けての今後の対応については、第4期の高齢者保健福祉計画においても引き続き介護予防事業に力点を置き、取り組みを図ってまいります。

介護予防事業は、生活上の様々な課題を抱える高齢者に対して適切な支援を行うことにより、要支援・要介護状態の予防やその重症化予防・改善を図り、高齢者ができる限り自立した生活を送れるよう支援するもので、「地域で暮らしを支え合う」、「いつまでも元気で暮らせる」などを基本目標に、生活機能評価を通じ、虚弱高齢者を早期に発見し、少しでも介護状態とならないよう介護予防に努めるとともに、老後の最大の不安となっている認知症の予防とその啓発に努めてまいります。また、元気な高齢者には生きがいや健康づくり事業への参加を促し、いつまでも元気で、生きがいややりがいを持って、安心して生活を送ることができる高齢者福祉施策を進めてまいります。

3点目の高齢者雇用については、本市に権限、また情報がないことから、詳細な実態は把握しておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、私の方から矢野議員の農商工連携の推進についてのご質問にお答えさせていただきます。

1点目の、地域活性化支援事務局との連携はどこまで進んでいるのかというご質問でございますが、地域活性化支援事務局から財団法人滋賀県産業支援プラザを通じまして、県下の商工会や商工会議所等にパンフレット等を配付されており、制度の周知をされておるところでございます。

2点目の、全国的なマーケットのサポートや海外展開の取り組みについてのご質問でございますが、例えば、おうみ富士農協では野洲米を台湾へ輸出する事業を実施しており、今後もそうした事業の拡充ということになってございます。

3点目の、本市のブランド商品の開発は今後どのように施策に取り組んでいくのかについてのご質問にお答えしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、ブランド商品の開発は大変重要な事項と認識いたしております。特に、安定した品質、安定した供給など消費者の需要や求めるものに見合った供給体制の確保が必要であると考えております。

中主地区で生産されております春菊は、各市場において大きなシェアを長年にわたって維持されており、野洲の代表的なブランドとなっているところでございます。この事例も検証しながら、生産、流通、消費の観点から、今後は農商工あるいは観光物産協会との連携による一次産品に付加価値を付けた特産品の開発を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野 司君） 矢野隆行君。

○8番（矢野隆行君） それでは、再質問させていただきます。

初めに、新型インフルエンザ対策ですけれども、これから行動計画をされるということなのですが、1点目に、この行動計画が出てからだと思うのですが、ぜひとも行動訓練をやってほしいわけですが、こういった計画はされるのかどうか、こういった点もお伺いいたします。

それと、2点目ですけれども、市民への周知ですけれども、これは1月15日の「インフルエンザ発生に備えて」ということで広報誌が出ておりました。この内容が余りにも粗雑というのか、わかりづらいわけですが、大田区の事例を見ますと本当にきめ細かく、例えば備蓄に関しても1週間分こういったのを備えてほしいということで、使い捨てのマスクや蓋付きのごみ箱、例えばレトルト食品、お菓子、ジュース等、きめ細かくなっていますけれども、こういったように市民への啓発の1つとして、もう少し詳しいのをつくってほしいわけですので、こういった考えがあるのか、見解を伺います。

3番目に、新型インフルエンザに対します防護服やマスクは市としても備蓄として必要であると思うのですが、こういったのをどれぐらい用意されているのか、この辺のところの見解をお伺いさせていただきます。

次に、介護予防ですけれども、本市におきましても、定額給付金の65歳以上の方を見ますと9,599人、約19%に上るわけなのですよね。こういった中におきまして、健康で自分のことは自分でできる方、また、介護を必要とされる方、いろいろおられると思うわけですが、ボランティアグループとして登録されている団体が本市におきまし

でも327団体あります。先ほどから質問しておりますけれども、本当に元気な方たちが1日も長く健康な日々を暮らすためにも、また、家に閉じこもりがちになる方のために外出の機会をつくり出し、少しでも自分がお役に立っているという自覚ができる方法、また居場所づくりが介護の予防の一環となるわけであります。その上においても、自分が動いた分がポイントになりまして、介護保険代のたとえ1回分でも賄える、年金暮らしのお年寄りにとっては本当にやる気が出る施策と思うわけでございます。

例えば、これは隣の福井市が、今回、この3月議会で予算化されるわけですが、この内容といたしましては、介護サポーターの例といたしましてレクリエーション等の指導・参加支援、お茶出しや食堂内の配膳・下げ膳などの補助をする、喫茶などの運営補助をするとか、散歩・外出、中には館内移動の補助をしてあげる、模擬店、会場設営、利用者の移動補助をする、芸能披露などの行事の手伝いをする、中には話し相手をするとか洗濯物の整理をしてあげる、シーツの交換等もしてあげる、その他、施設員と共に軽微な補助的な介助活動もすると。本当にこれ、誰でもできるのじゃないかというわけでございます。この内容でいたしますと、1日2回までを限度といたしまして、1回1時間で100ポイントを付与されまして、これは年間で約5,000ポイントの交付となるわけで、これを上限としておるわけですが、大体1週間に1時間すればこれぐらいたまるわけでございます。この組織としましては、福井市が介護保険の対象施設を指定いたしまして、それに対しまして管理機関を管理委託いたしまして65歳以上の高齢者を登録するわけです。65歳以上の方はその管理機関でポイントの管理をしていただくという、本当に簡単な組織がつけられるわけでございます。

これは福井市ですが、今回、この3月議会で上程されますけれども、予算が860万組まれていまして、国から215万、県から107万円、保険料から172万、他で258万で、市の持ち出しが107万円、860万の助成ができるわけでございます。これも地域貢献を奨励するとともに、本当に元気な高齢者を支援するためのものになるわけでございます。福井市におきましては65歳以上の方が6万3,000人おられまして、このうち元気な方が5万3,000人おられるわけでございます。野洲市におきましても、ぜひともこれは取り入れていただきたいわけでございますので、この辺のところを、もう一度、見解をお願いいたします。

これは前々回にもお聞きしましたが、筋力トレーニングが、随分、波に乗ってきていますけれども、修了者のその後の持続の実態を、できたらまた教えていただきたいと思

います。

先ほどの3番目、高齢者に対しまして、国では65歳、70でも働ける人は働くようにということで行っておるわけですが、本市ではシルバー人材センターが実態としてあるわけですが、こういった方たちの登録者数と運営状況、営業活動をして、できたらシルバー人材に登録されておられる方が仕事ができることをやってほしいと思うのですが、こういった点も教えてほしいと思います。

続きまして、農商工ですけれども、先ほど、吉川のブランド品が出ていましたけれども、地域活性化支援事務局との連携をもう少し密にさせていただきまして、本当に農商工連携を。今、チャンスだと思うのです。こういったのをほったらかしにするのが、これは営業活動はバツだと思うのです。せつかく国がお金を投資してやってくれと言っておるときに、ああだこうだと言っておるときではないと思うのです。こういったときに、本当に新商品の開発、新サービスの提供、新しい生産の方法、販売方法を開発すべきだと思うのですけれども、このようにあらゆる角度から工夫をされれば結果が出るわけですが、本市においても郷土に合った何かが生まれてくると考えますが、この点、どのようにお考えか、見解を伺います。

私も素人でありますけれども、ちょっと考えてきたので、聞きづらいかもしれませんが。

例えば、菖蒲地先や吉川地先でトマトが今出荷されております。今、現地に行けば本当に安く買えるわけです、1キロ300円とかそんなので、今、売り出させていただいておりますので私もしょっちゅう行くわけですが、このトマトが、周りの気温が上昇してきますと完熟度が早くなるわけですが、そこで、以前はにこにこ作業所の方でこの完熟トマトを使ったトマトによりますケチャップ、こういったのもつくられて、本当にこれは商品価値があって、取引先もかなり普及しておられたのですが、その担当者が今おられないということで、これも何か、今はやられておられないわけですが、完熟トマトが今捨てられておるわけですが、できたらこういった点も、そういう情報を取り入れていただければ本当のブランド品になるのではないかと思います。

中には、これ、いろいろ考えてきたのですが、頭が回らない状態でございます。

例えば、最近の新聞でありますけれども、タマネギの皮からお茶がつかれるのですよ、皆さん、ご存知かも知れないですけども。例えば、今、吉川の地先やあそこらを回りますと、タマネギが田んぼに全部、もったいないけどほかされておるわけです。こういった

のも少し工夫すれば、タマネギからお茶がとれると。これ、皆さん、知らなかったと思うのですが、こういったのも工夫していただけないかと思うのです。先ほど部長がおっしゃっていましたが、吉川の地先では春菊が本当にブランド品になっているわけですね。しかし、気温が暖かくなると袋より出てしまうので商品にならないわけですね。あの透明の袋からぴっと出ると。これも本当にもったいない話で、これを使ったお茶はつくれないかと、僕なりに考えたわけですね、春菊のお茶というのを。これ、絶対ブランド品にならないかなと思いますね。

こういったのは、かなりやっぱりお金がかかると思うのです、研究開発に。一、二年じゃできないと思うのです。そこで僕が考えたのは、今、旧の中主町の給食センターがほったらかしになっておるわけですが、これをこういった研究センターとして、拠点として、例えば就労も、今、国としてはやってくれというので予算はおけていますけれども、それも今、使い切れていないとか、企画もできていない状況ではないかと思うのです。こういったのもぜひとも使っていただいて、県に要望すればお金がもらえるわけですね。こういった点も努力に努力をしていただきまして、野洲市のブランド品を開発していただきたいと思っているわけですが、こういった点も見解を伺います。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 矢野議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

市全体の危機管理の所管を総務部生活安全課で担当しておりますので、私の方から答えさせていただきますと思います。

ご質問いただいております市民への新型インフルエンザに対する啓発なり訓練の関係でございますが、まず、この問題につきましては、大きな市の危機管理対策事案としてとらまえております。そうしたことで、生活安全課を事務局にいたしまして、平成21年度より全庁体制で取り組む予定でございます。

その中で、具体的な対応の中で、今もご質問いただきましたように、まず啓発関係につきましては、日常の予防策など平時の対応ということで、これは関係課と十分連携をとる中で、できる限り詳細な啓発・指導などによりまして市民への啓発を図っていきたくというふうを考えております。

また、訓練の関係でございますが、行動計画が策定できましたら、まず、市民の皆さんに新型インフルエンザにつきましての正しい認識をしていただくということで、危険度合

いのそうしたフェーズごとに応じました対策などを理解いただくということで、出前講座の開催、こうしたものも計画をしていきたい。それから、ご質問のございました、万一の発生に備えまして、保健所あるいはまた消防署などの関係機関と連携をとりながら訓練の実施、こうしたものも行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、マスクを例に挙げていただいて、備品類の整備でございますが、これにつきましては、現在、この対策に従事します職員用の予防具といたしましてマスクあるいはガウン、こうしたものは職員用としてはセンターの方に備蓄として整備をしておりますが、あと、今後必要な備品等につきましては、行動計画を定める中で順次そうしたものも整備が必要なものについては整備していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、お答えといたします。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、矢野議員の再質問の方でボランティアのポイントの点についてお答えを申し上げたいと思います。

これにつきましては、ご紹介いただきましたように、ユニークなというのか、18年に特区としてこのような制度を国に申請されたということで、高齢者の生きがい、健康づくりに役に立つということで、国の方でも平成19年にこの部分についてはご紹介をされて、できるだけ取り組んでいった方がというような事例もちょうだいしております。

先ほど申し上げましたように、本人さんにとって生きがいづくりになるために地域で動いていただくというのは大いにいいことだと思っておりますが、地域の中で、先ほどおっしゃっていたように、少しお手伝いという部分がポイント制でお金にかわるのがいいのか、やっぱり相互に、相互扶助というのか、共に共助という部分で、できる範囲はそれぞれがボランティアでやっていただくという部分も少し考えておりますので、この部分については、本格的には今年というのか、20年度ぐらいから、19年の終わりぐらいからスタートしたということで、今ご紹介いただいた福井市ですか、そういう形で取り組まれておりますので、そのような進捗というのか、動きを少し見させていただいて、野洲市に当てはまった形でうまく進んでいくのかというのは検討したいと思っておりますし、この枠組みにつきましては、市と、管理機関として、稲城市でしたら社協が間に入ってされているようですので、その辺のボランティアされる方とサービスを受ける、4者ぐらいが仕組みとして必要となってくるようですので、そのあたりも少し、私どもも学んでいきたいなと思ってお

りますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

また、筋トレの部分につきましては、本年、65歳以上の方で、生活機能で少し筋力を向上する必要があるというような方につきましては、ずっと引き続き筋トレという教室を前期と後期に分けて、今年は30名余りの方が半々ぐらいで受講というのか、保健センターへ通っていただいて、トレーニングマシン、またある意味では栄養改善等も学びながらやっていますし、その方が1スクールを卒業しますと、自主グループを4グループほどつくっていただいている、それも週1回、保健センターで器具を使って活動していただいているということですので、そういう形で引き続き取り組みをさせていただきますが、筋トレもご案内をしまして、医師の診断書に基づいて、この方はこの器具を使っていいかということの判定もやっておりますけども、1つのスクール、前期分ですと20名ぐらいを予定しておるのですが、実際には十七、八名か15名ぐらい、途中で二、三名ぐらいついていけなかった方がおられるのですけども、市としては定員までいきたいと思っているのですが、もう少し定員には足らない形で前期、後期、動いておりますので、そのあたりはもう一度積極的に、対象の方については個別に働きかけて、大いにこの筋トレの面にも活動、使っていただけるような形で進んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

シルバー人材センターの関係で、登録人数あるいは運営状況というご質問にまずお答えしたいと思います。

登録人数といいますのは、シルバーでは会員ということになると思うのですが、19年度実績でございますが、756人ということでございます。

運営状況でございますが、契約件数でございますと4,614件、就業の延べ人数でございますと7万740人日ということでございます。

就業の実人数、これは会員のうちどれだけ仕事につかれたかという実人数でございますが、669人でございます。就業率にいたしますと88.5ということになりまして、先ほど言いました契約件数によります契約金額は2億9,601万9,000円ということで把握いたしております。

続きまして、農商工連携の関係のご質問でございます。

いろいろ、一次産品の加工についてのご提案、あるいは支援事務局との連携強化ということでご意見を賜ったところでございます。

先ほどご答弁いたしましたとおり、やはり一次産品に付加価値を付けて特産品の開発を図るということでございます。その中で、雇用対策も含めてということでございます。それにつきましては、昨日の代表質問等でもお答えしましたように、雇用対策の関係でふるさと雇用再生特別推進事業ということも説明させていただいた中で、観光物産資源活用プランナー育成事業というの、現在、計画いたしております。その中で、農林水産物等を活用いたしました野洲ブランド商品の発掘をしていく、そういうメニューも入ってございまして、その中で特産品の開発にも努めていきたいといひますか、開発について検討していきたいというふうに考えております。一応この事業は3年間ということ考えてございますので、初年度では定期的な販売市等の開催ができればいいかなとか、そういう3年計画でこの事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

もう一点、給食センターの利活用ということもございましたが、これからこの事業について、先ほどのプランナー育成事業で検討していくということでございますので、そういうのを見極めながら、具体的な計画となれば、やはりそういう活用も含んで検討しなければならないというふうに思いますので、現時点ではそこまで踏み込んで考えてございせんので、よろしく願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（河野 司君） 矢野隆行君。

○8番（矢野隆行君） では、再々質問、最後ですけれども。

新型インフルエンザに対する対策はこれからということなのですけれども、最後に、市長におかれましては、新型インフルエンザに対します認識度は、今の段階でどういったふうに受け取っておられるか、もしあったらお聞かせ下さい。

介護ボランティアですけれども、ぜひとも、いいアイデアと思いますので、できるだけ早いうちに取り組んでいただきたいのですけれども、もう一度、見解を伺います。

農商工連携でございますけれども、もう少し時間がありますので、こういったのも、今、あらゆるところで知恵を出しておられます。新商品の開発といたしましては、江別麦の会といひまして、麦生産農家がハルユタカを導入いたしまして、江別小麦めんというのをつくりまして、年間260万食で3億円を上げているということをお聞きしております。

新サービスの提供といたしましては、これは福岡県でございますけれども、地元の旅館

と農家が連携いたしまして、地元の特製のジャムをつくりまして、加工して自然食のレストラン、新メニューを考案しております。これも、月に50から100万程度の水揚げが上がっているとお聞きしております。

新しい生産方法といたしましては、年商15億円の、これは宮崎県でございますけれども、新福青果、宮崎の都城がやっておりますけれども、ITを活用いたしまして、これも465戸の農家が協力してITを使った独自のサービスをやっております。

多様な連携といたしましては、ワサビ水質管理といたしまして、栽培管理が難しいワサビを大学と共同いたしまして工夫してワサビの栽培をやっているというふうに、いろいろ工夫すれば何か生まれるのではないかと思いますので、ぜひともこういったアイデアをしてほしいと思いますので、こういった点をもう一度、見解を伺います。

以上をもちまして私の3月の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 矢野議員の再々質問にお答えさせていただきます。

新型インフルエンザにつきましては、これは深刻な状況が想定されますので、可能なことはすべてやっていくと。ただ、市だけではできません、市も要綱をつくったり、体制を整えますけれども、県あるいは保健所、そして医師会等と連携をとりつつ、万全の体制をしくとともに、情報につきましても時々刻々変わる情報があります、対応の情報ですとか、それももう少し整理をして市民の方にお伝えするような取り組みをさせていただきたいと思っています。

それとあと、農工商連携も、先ほど部長が答えましたけれども、できるだけ野洲でできたものは野洲の中で回るとともに、よそにも出ていくと。まず野洲の方が愛用していただいて、よそに出ていくというのが基本かと思います。

ただ、ご提案をいろいろいただいているのですが、下手をすると往々にして武士の商法になってしまいますので、できるだけ根のあるもの、芽のあるものを伸ばすという形でやっていきたいと思っています。

例えば南櫻の生産組合ですと、地元産のものを生かしておみそをつくったり、いろんな加工品もつくっておられて、愛用しておられる方は愛用しておられますから、そういったものが伸びていくような形で、市内のものが、市民が愛好して、外にも評判がよくて売れるということにしていきたいと思っています。

ただ、現在は逆行してしまっていて、野洲の場合は、かつて数軒あった造り酒屋さんも一切ございません。むしろ伸びていくよりは、まずはやはり今あるものをきちっと支援して伸びていっていただくということが肝心かなと思いますから、そういった観点からも農産物あるいは加工物の発展ができるように力を尽くしていきたいと思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、矢野議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほどおっしゃっていただきました、いい、ユニークなアイデアの事業だと考えております。今スタートしたばかりだということで、少し、野洲市としましては、ここ2年ぐらゐの実績を見まして、第5期の中でこのようなポイント制の地域支援事業に取り組めるかどうか検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。

再開を11時10分といたします。

（午前10時48分 休憩）

（午前11時09分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第4号、第10番、田中良隆君。

○10番（田中良隆君） 10番、田中良隆でございます。3点、質問したいと思います。議長の希望によりまして、簡単明瞭、前置きなしで説明させていただきます。

まず1点目ですが、遊休の市有地の売り払い計画について質問します。

市にはどれだけの遊休の市有地があるのか、また、その売り払い計画について、21年度で云々という話も聞いていますが、具体的にどんな計画をつくろうとされているのか。また、そのうち賃貸借契約はどうなっているのか。今議会でもいろいろと課題になりました、ああいう賃料や、もちろん売り払いの単価そのものもそうですが、その辺に不合理はないのか、また、未納はないのかという、それをまず1点目の質問とします。

2点目ですが、給食センターの精米機の導入について、どうなっているのかということをお尋ねします。

去年9月の議会でいろいろ議論がありました。一般会計の補正予算で可決をされたはずの給食センターの精米機導入、これがどうなっているのか、議会に全然説明がないわけで

すが、その辺のことをお尋ねします。

それと、3点目ですが、農業の担い手はどうするのかという質問をします。

今年の1月と2月に農林水産課を中心に各学区ごとにワークショップをされました。いろいろな農家の意見が吸収されたと思いますが、その中で担い手対策、どんな話が出てどうだったのか、市としてそのまとめと方向性についてをお尋ねします。また、そのワークショップを受けまして、集落営農の組織と認定農業者の育成の支援についてどうするのかということを質問します。

以上です。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 田中良隆議員の1点目の遊休市有地の売り払い計画についてのご質問にお答えいたします。

平成18年度に策定いたしました財政健全化計画に基づきまして、平成19年度で4筆、629平米、約4,850万円、また、平成20年度では4筆、1,458平米、約3,526万円の売り払いをしたところでございます。現在、売却可能な遊休地といたしましては6自治会に9カ所ございます。13筆ございまして、約9,900平方メートルの遊休地がございます。また、これらの売り払い計画につきましては、本年度に引き続きまして、土地の調査、不動産鑑定を順次行いまして、原則、公募による競争入札を予定しております。

次に、現在の市有地の貸し付け状況でございますが、16物件ございまして、約6,700平方メートルの市有地を年額約550万円で貸し付けておりまして、未納についてはございません。

なお、貸付料におきましては、野洲市使用料条例に基づき算定しておりますが、土地の利用状況等の変化に対応するため、今後、適正化に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中良隆議員の給食センターの精米機についてのご質問にお答えいたします。

基本的な考え方を私の方からご答弁申し上げ、詳細につきましては教育委員会の方からご説明を申し上げます。

ご指摘のように、昨年9月に補正予算の議決をいただいております給食センターでの精米機の導入については、現在、保留をさせていただいております。

私は、野洲で生産される農水産物が最大限、市内で消費され、市民の食卓を豊かにするとともに、安心が確保されるとともに農林水産業が活性化する仕組みを築いていくことが肝要であると考えております。その中でも、野洲産米が市内で利用されることは大変重要な課題だと考えております。

そこで、既に市内産を100%利用しております給食センターと市内企業を含めた、もっと大きな扱いの中で野洲産米を利用してもらうための促進策を現在検討しております。そういった観点から保留をさせていただいております。現在、企業の社員食堂等での数千人レベルの利用について働きかけをしております、ある程度の手ごたえを得ているところであります。

また、付随的な理由といたしましては、ISO14001で抑制しようとしている市の電気使用量が他の施設では減っておりますけど、給食センターのみでふえておりまして、これが要因でISOの目標値を達成しておりません。そういったことが1つと。それと、精米作業の担い手の課題もありまして、そういった副次的な理由もありまして、先ほど申し上げたこととあわせて、現在、保留をさせていただいております。しかしながら、一旦、議会でご承認をいただいたところでありますので、この導入にあたっては、今後、速やかに目処を立てていきたいというふうに考えております。

そういったことで、今後、有効な方法を探りつつ、ご趣旨を生かす方向で解決策を見出していきたいと思っております。

以上、精米機についてのご答弁を私の方から答弁させていただきました。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、私の方から田中良隆議員の給食センターの精米機の導入に係りますご質問につきまして、市長の答弁に補足をさせていただきます。

精米機の導入に関しましては、給食センターでは昨年、精米機を設置する倉庫兼車庫の間仕切り工事を実施いたしております。しかし、その後、市長の答弁にありましたように、地産地消の促進の観点から、市内産米の精米につきましては、全市的な取り組みに転換する方向性が示されましたことから、その後の電気設備工事や精米機の購入手続を停止しているのが現状でございます。

また、センターでの米の購入の現状でございますが、昨年8月に特色ある米づくりをさ

れております市内生産グループ4団体と協議し、10月からは1団体が辞退されたことから、3団体から20年産の精白米を購入しております。今後も、当面、精白米となりますが、市内の安全でおいしいお米を給食に提供してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、田中良隆議員の農業の担い手対策についてのご質問にお答えいたします。

今年の1月30日から7学区で、2月21日まで実施させていただきました。農業、農村の将来の姿を考えるワークショップでは、農業生産基盤の確立ですとか、あるいは戦略的な農業の展開ですとか、こういった視点からさまざまなご意見を賜ったところでございます。

その中で、ご質問の担い手対策につきましては、コストの低減ですとか、あるいは収益性の確保のための販売方法を検討することですとか、集落営農組織の規模を学区規模とすればいいんじゃないかというようなご意見も出されたところでございます。さらに、女性も含めました後継者育成の場をつくるなど、持続性のある活動が必要である等のご意見が出されまして、将来の地域農業、農村のあり方について熱心な意見交換がなされました。

来年度は、この農業振興地域整備計画の見直しを本格的にやる予定でございますが、担い手対策といたしましては、農業経営を効率的かつ安定的に行うための目標ですとか、あるいは農用地の効率的な利用に関して誘導を図るための推進目標を立てることとなるわけでございます。今後の国の方向性も見据えながら、ワークショップでいただいたご意見を真摯に受けとめさせていただきますして、来年度実施いたします、これは今予算計上させていただきます。農地集積高度化推進事業とあわせまして、経営能力を持った農業者の育成ですとか、あるいは市場の確保、安定的な収入が得られる仕組みづくりに着実に取り組んでまいりまして、集落営農組織と認定農業者の育成支援を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 田中良隆君。

○10番（田中良隆君） ありがとうございます。

それでは、まず1点目の件ですが、先ほど言いましたように、今の議会でも問題にされましたが、あれそのものが、条例でいいますと「野洲市議会の議決に付すべき契約及び財

産の取得または処分に関する条例」、これを見ていると、地方自治法によりまして工事だとか製造の請負は予定価格1億5,000万以上、あるいは、不動産あるいは動産の買い付けもしくは売り払いについては予定価格2,000万以上のものについては議会の議決が要るということになっています。ただ、土地については5,000平米以上のものに限るということになっていまして、例の案件のやつは200平米ですから全然問題ない、この条例で言うと問題ないわけですが、5,000平米以上のものに限るという、この辺が何でこういうことになっているのかな、その辺の説明をいただきたいと思います。

これは16年10月1日の条例です。当然、議会でいっぱい条例を認めた中の1つであったわけですから、この中身については全然、議会として本気で議論をしたところはないわけですから、その辺の勉強不足と言われればそのとおりだと思いますが、その辺の説明をお願いします。

今の条例でいきますと、仮に、先ほどの件みたいに、あれは平米10万か11万ぐらいだったと思いますが、約5億の買い物までは議会の承認なしでできることになるわけです、理論的には。それも何かおかしいような気がします。私は、条例そのものも5,000平米という面積要件そのものは削除した方がいいんじゃないかなという、そうすれば、今後このようなことはまず起こりにくいだろうと思います。その辺の条例に関する見解をお願いします。

それと、18年10月に第1次野洲市行政改革大綱というのが出ていまして、その中には、売れるものはできるだけ早く処分しましょうというような内容が書かれています。先ほど、6自治会9カ所で9,900平米という話がありました。売却できるものは早く売って、今でも市の職員が草刈りだけして困っているというような、そんなところもあるようでございます。とりあえず売ってしまえば、少なくとも固定資産税は収入として入ってくるわけですから、そういう対応をお願いしたいと思いますし、また、それについてはもちろん競争入札ということになるわけですが、あくまで地元の自治会なりそういうところにも声をかけて、まず地元で、自治会が何か使いたいとか買いたいとか、そういう話があれば、当然、優先するような、そんな仕組みが必要じゃないかなと思います。

それと、賃貸については、私もこれ、賃貸の19年4月から20年3月までの契約期間のリストを持っています。土地については23件、建物3件のリストですが、これを見ていると、いわゆる課税標準額の5%が基準で貸し付けをされているみたいですし、公共的な自治会だとかそういうのは1.4%が基準になっているようでありますが、この中で、

私、単純におかしいなと思うのは、例の物件の課税標準額が、先の議会で何回も議論になっている部分ですが、あれが4万222円なのです。その204平米掛ける5%で賃貸がされています。野洲駅の北口からいいますと、もっと距離が遠いと思います駅前北自治会に貸し付けている土地の課税標準額が4万6,056円、1割か1割半ぐらい、遠い土地の方が高くなっているのです。あるいは、近いところがなぜか安くなっているという方が正解かも知れませんが、その辺はどういう仕組みでそうなっているのかなというのをお尋ねしたいと思います。

それと、商工会に貸してあるのは中主、野洲、それぞれあるわけですが、多分、野洲商工会は標準額の1.4%、自治会館と同じですが。中主については0.6%、これは多分、合併以前からのそういう流れの中でそうなっていると思います。商工会については間もなく合併ということで、この辺の問題もどうなるのかなという気がしますが、当然、もう4年、5年経っているわけですから、統一した対応が必要じゃないかなと思います。

それと、自治会館というレベルで見ますと、他の自治会館は全部1.4%の率になっていますが、和田の自治会だけが0.7%、その半分になっているわけですね。その辺の条例の根拠的なことも含めてお尋ねしたいと思います。

それと、2点目の精米機の導入ですが、去年の9月議会で三和議員やらがかなり強力に反対、「こんなのはおかしい」という話がありまして、それでも結果的には通って何したわけですけども、現在、今の市長の答弁を聞いていますと、市全体をカバーするようなそんなシステムをつくる、その中の1つとして、去年の9月補正の精米機は、今は保留だという言い方をされました。教育部長は、現在は停止しているというような、そんな言い方をされました。保留と停止というのはよく似た感じですが、ということは、まだ給食センターそのものに精米機を導入するということが、再開の可能性がゼロではないというように受け取れるわけですが、その辺はどうなのかということを確認したいと思いますし、予算的には、当然まだ減額補正されていませんから、自然に流れてしまうのかどうか、その辺のことも聞きたいと思いますが、先ほど言いましたように、野洲市全体を賄うようなシステムで精米機、たしか代表質問か何かのときに、これからは環境を配慮して無洗米の精米機じゃないかという話があったと思いますが、当然、私もそれはそう思います。そんなに倍ほど金がかかるわけじゃないですからそれはいいと思いますが、そういう意味ではその考えそのものについては評価をしたいと思いますが、ただ、評価するというのは、計画そのものに評価はできないわけです。実際に実施されて、施行されて、それが動きかけて初

めて評価するものでありまして、野洲市はいっぱいいろんな計画がございますが、計画書はみんなすばらしいことばかり言っているわけです。でも、実行できない。それで、議員からいろんな批判が出てくるわけです。そういう計画倒れにならないのかという心配を私はしています。

そういう意味で、今現在検討中という話がありました。じゃ、実際にまち全体を含むシステム、担当、恐らくは農林水産課だと思いますが、実際に担当されている方に具体的なその進み具合についてお聞きしたい、現在どうなっているのかという検討中のアウトライン、実施時期、その辺についてお伺いしたいと思います。

それと、この精米機の導入のこれに関して、考え方によりましては、より大きな問題があると思っています。それは、私ども野洲市の市議会議員24名おりますが、それぞれその責務として市民との情報なりそういうやりとりのパイプ役という大きな使命がございます。行政のことを伝えたり、あるいは市民の意見を酌み取ってしゃべるといって、行政に反映していただけるように持っていく、そんな仕事があるわけですが、そういう意味からいいますと、去年の9月に補正が通った時点で、少なくとも私、あるいは何人かもそうだったと思いますが、ホームページでそういうふうになりましたということを書きます。あるいは自分の政治活動の新聞でそういうのを載せます。それを新聞折り込みにしています。それは、特に今の場合には農業者の方、集落営農のそういう方、米を売りたいと思っている、そこそこ大規模の農家の方、そういう人たちに、間もなく、農協を通さなくても直接そこへ持って行って買っていただけるような仕組みが、今、補正予算が通りましたからできますよということをかなりPRしているわけです。何十人にもPRしているわけです。直接出会うでも、先ほど言いましたそういう媒体を使ってでもPRをしているわけ。そういう意味では、何か市長がかわって、いつの間にか、正式に話は聞いていないけども、去年の11月から今5カ月目ですけども、それについて一切、今私がこの質問をするまで正式にそういう話は聞こえていないのです。それは、ちょうど共産党から言いますと、議会制民主主義の危機だという、多分、小菅さんなり野並さんならそういう言い方をされると思いますよ。私も、ある意味では全くそれについては同感です。ですから、今までに市長は何回も説明する機会があったはずですが、その辺はどうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。市民に説明をした議員が、結果的に恥をかくようなことに今はなっているわけです。

ちょうどこの話、例え話でいいますと、お父さんが小学生ぐらいの子どもに「もうすぐ

高校野球が始まるから甲子園へ見に連れて行ってやるわ」と言って、夏休みの終わりごろに「やっぱり仕事、いろいろ事情があって行けないから、来年アメリカヘイチローを見に、大リーグを見に連れて行ってやるわ」と言っているのと一緒なのです。実際にそれが実現できなければ、我々は、先ほど言いましたように非常に議会軽視というイメージが払拭し切れない。そんなイメージを私は持っています。

市長、反論がありましたら反論していただきたいと思います。

それと、農業の担い手についてお伺いします。豊政会の代表質問でもありました。豊政会は農政については重点項目にしていますから、個人、一般質問でもするわけですが、やっぱり集落営農と認定農業者の育成を図っていくということです。代表質問にもありました農業投資に対する利子補給の件ですが、21年度の一般会計予算書では農業経営基盤強化資金利子補給助成として56万円が計上されています。去年の当初予算も56万円が計上されておりました。2年間、全く同じというもおかしな話なのです。当然、償却を、元金を含めてみんなそれぞれ返しているわけですから、それがおかしい。どういうシステムでこういう数字になっているのかをお伺いします。当然、新規に借り入れされた方があるかもわかりませんが、今現在、農業経営基盤強化資金、いわゆるスーパーLというのは、事実上、金利ゼロなのです。それもあります。かなり何千万と繰上償還をした法人もあります。そんなことで、これは何かおかしいなと思っています。

それ、おかしいのはいいのですが、実際に野洲の農業者がJAの営農ローンだとか銀行のいろいろな資金も含めた対応で、実際に農業に対してどれだけの投資の借金があるのかなど。その辺をつかんでおられましたらお聞きしたいと思います。私どもの豊政会が予算要求の段階で出したのを実際にちょっとでも取り組もうと思えば、当然その辺の数字は本来つかんでいるべきなのです。それが1点です。

それともう一点、集落営農の法人化のために農地集積高度化推進事業ということで、新年度、200万円の予算が付いています。説明によりますと、この事業は3年継続したいということだったですね。先の豊政会の代表質問の回答で、3年後には12の集落営農組織が法人化します。そういうふうに持ってくるのが目標なわけです。それは、野洲市の水田農業ビジョン、去年の4月のやつにも確かにそのとおりになっています。その12の法人化された集落営農組織がカバーする面積は約3割だという回答だったです。去年、たしか野洲市では一万五千数百反程度の水稻の作付がされていると思います。そのうちの3割ということは、切り上げて、ざっとわかりやすく見ると5,000反です。5,000

反が、これから法人化をしようという集落営農がつくろうとしている、それがカバーしますよという回答だったわけです。じゃ、先ほどの20ヘクタールで200万、1反1万円です。5,000反ができる3年後には、あるいはこれから21年、22年、3年間合わせても、その辺はシステムがわかりませんからどういう回答になるかわかりませんが、少なくとも3年間あるいは3年後には目標ができた暁には5,000万の金、財源が必要になってくるわけです。その辺は、財政的に十分対応できるのか、その辺を質問したいと思います。

それが対応できないのであるというのであれば、それは執行部側の説明に自己矛盾が出てくるわけです。わかりますか。その辺について、まず聞きたいと思います。

以上です。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中議員の再質問にお答えいたします。

私の方から精米機の導入に関してお答えいたしますが、保留あるいはとめているといえますか、ぎりぎりまで頑張って検討しようと思った結果がこうですので、現時点で申し上げますと、現在想定されている形での精米機の導入については限りなく薄いと思っています。困難だと思っています。困難というよりは妥当性がかなり低いと思っています。

これに関しては、何も秘密で作業を進めようということではございませんでして、むしろ今、12月議会はなかったのですが、今回ご質問いただいたということで、議会が正常に機能していただいているのではないかなというふうに思っています。

私が着任しまして、この課題を見せていただきました。今、農家が期待をしておられるということだったのですが、土地の売り払いは先に仕事はしていただいたのですが、これに関しては仕組みづくりが一切されていませんでした。現場に行ったり、担当者に話を聞きましても、みんなが難しいということで、かなり課題を抱えているというのが現場なり組織なりの判断でした。私としても、せっかく付けていただいているので何とかならないかなと思ったのですが、先ほど申し上げました副次的な要因も含めまして、むしろ前向きに進むよりは他の手を探った方がいいのではないかなということなので、中での作業をしていた関係もありましてご説明が遅れたということで、それについてはおわびをいたしましてご了承いただきたいと思っています。決して秘密裏に、何も不作為で進めようとしたわけではございません。

それと、これをまち全体へ広げるというよりは、少なくとも学校給食プラス数千人の市

内立地の事業所の食堂へ同じような形で供給できないかということを探っておりまして、市民の食卓にまでという、そこまでは今は考えておりません。そういう次第ですので、精米機の導入につきましては発展的な形で課題解決を図りたいという趣旨でこれまで進めてきたということをご理解いただきたいと思います。

詳細につきましては、また、担当部長の方からお答えさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 田中良隆議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

まず最初に、土地の売り払いに関しての処分に関する条例の中でのお尋ねで、議決案件の根拠というのがどういうことかということで、それとあわせまして、この条例に関しての改善はどうかというようなご質問でございます。

この土地につきましてはの条例上では、予定価格が2,000万円以上と。そしてまた、土地については、面積が1件5,000平方メートル以上あれば議会の議決を要するというようなことになってございますが、この根拠につきましては、地方自治法、また、地方自治法の施行令でそういう上位法によります規定がございます。その中で、市町村では面積については1件5,000平方メートル以上というのがございますし、価格については2,000万円ということで規定がございます。ちなみに申し上げますと、町村の場合ですと価格は700万円ということでございますので、合併しましてからは、この700万円から2,000万円に改正をさせていただいたというところでございますので、この上位法の規定をもちまして条例を制定しておりますので、よろしく願いたいと思います。

それから、2点目のご質問で、市有地の売却ということで、行革の中で売り払いを進めていくということでしておるわけでございます。そうしたことで、私どもも計画的に遊休地となっておる市有地については早期に売却をすべきというふうに考えております。そうした中で、今年度におきましても、先ほどご答弁させていただきました9カ所でございます。一応、9カ所を予定しておりまして、この売り払い計画を年度当初に立てまして、そうした中で事前に、また、議会あるいは広報等でも市民の方に周知をいたしまして、今議会でもいろいろご指摘をいただいておりますように、公開性、あるいはまた透明性を保った中での売却手続、こうしたものを進めてまいりたいというふうに考えております。

また、ご意見をいただいておりますが、地元の自治会にも声かけをということをお願いしております。基本的には、原則、公募入札という考え方をしております。また、その市有地

の関係する自治会の方にはお声かけを当然させていただこうかなという思いをしております。

それから、3点目の貸付基準につきまして、市有地の貸し付けの関係についてのご質問をいただいております。いろいろと各市内の自治会への貸し付けの率、あるいはまた、商工会の関係为例に挙げてご質問いただきました。現在、この市有地の貸し付けにつきましては市の公有財産管理規則の規定に基づきまして、公有財産貸付契約書におきまして貸し付けを行っておるところでございます。そしてまた、貸付料につきましては野洲市の使用料条例に基づきまして、そうしたことで貸付料を契約の中で設定させていただいているものでございます。

そうした中で、今ご質問いただいております、自治会の中でそうした貸付率に違いがある、ばらつきがあると。そうしたことで、この基準というのが、仕組みはどうなっておるのかということのご質問でございますが、今現在、貸し付けております一部の自治会等の公共団体におきましては、確かに市の使用料条例で定めております使用料を、一定の率、減免をいたした形で契約を行っております。これにつきましては、基本的には合併する前、旧2町から踏襲した形の使用料ということで現在に至っておるということでございます。

そうしたことで、いずれにいたしましても、減免の基準というものが現時点で明確になっていないという問題があると認識しております。今定例会でもいろいろとご指摘をいただいておりますように、市有地の適正管理の面、また、公平性、透明性の観点からも、この貸し付けについても見直しが必要であるというふうに認識をしております。そうしたことで、これらの減免団体の使用料の見直しとあわせまして、現行の使用料全般にわたりまして適正化を図っていく必要があるというふうに考えております。そのためには、まず市有地の貸し付けにつきましては明確な基準というものを策定していきたいというふうに考えております。また、使用料全般にわたっては、21年度に、仮称でございますが、集中改革プランを策定する予定でございます。この中で、使用料についても全体的な見直しを行っていく予定をしておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、私の方から精米機の導入に係りますご質問に対しまして、市長の答弁の補足をさせていただきます。

まず、保留と停止の言葉の表現でございますけれども、市長の方からは導入そのものを保

留しているというご答弁がございました。私の方からは、その延長線上で手続を停止しているというようなことでございますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

それと、再開の可能性の関係、市長の方も触れられたのですが、3月も中旬になっておりますので、まだ残っております工事とかにつきましては電気設備工事、あるいは精米機導入に係ります入札の関係がございまして、そのために相当の期間がかかります。平成20年度では困難であると認識しておりますし、決算では不執行に終わるという考え方をしておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（河野 司君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、田中良隆議員の再質問にお答えを申し上げます。

まず、給食センターの精米機の導入の関係の補足説明でございますけれども、これにつきましては、先ほど市長も申し上げましたとおり、市内の昼間に供給できるところとか、そういう点では、いわゆる学校給食、それからあと、企業で社員食堂等をお持ちのようなところ、そういうところに対して供給をさせていただく。逆に申し上げますと、9月議会でそういう建設的なご提案をいただいて通していただいたこと、これをできるだけ発展的に地産地消に結びつけていきたいと、そういう趣旨で今検討させていただいているところでございます。

当然、9月議会でお認めいただいているというところでございますので、我々もこれはそんなに時間を待ってはおれないとは思っています。ですから、そういった点では、鋭意、今検討を進めさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。ですから、若干そこは、予算は今の補正予算でいうと市の単独予算という形でさせていただいていただけてございますけれども、当然、地産地消やそういう視点でいくと農水省の助成措置やそういった適用も考えられるというふうなこともありますので、そういったところも含めまして、今、検討をさせていただいているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

それからあと、農業の担い手対策に関しての再質問でございます。

1つは、いわゆる利子補給について、また21年度も同額の計上じゃないかというようなご指摘だったかと思っております。一応、平成20年12月末現在の農業経営基盤強化資金の残高が6,157万3,000円余りという状況でございます。当然、新たな掘り起こしとか、そういうところまで十分できていなかったところは、私どもも、もう少し積極

的にというところはあったかとも思いますけれども、とりあえず今は前年どおり予算化させていただいているということでご理解を賜りたいと思います。

それから、今度の新規の200万円の関係で、他方、いわゆる水田農業ビジョンで3割ということで、先ほど、大体の数字ということで5,000反というところの数字でございます。言ってみれば、今の制度でいくと5,000万ぐらいの財源が必要だというような話になろうかと思えます。当然、これについては、我々としてもできる限り水田の集落営農を促進していただくような形で取り組んでまいりたいと思えますし、あと、財政については今後の景気動向やそういうところも含めて、財政状況を勘案しながら、できるだけ農林水産課の方としては確保できる方向で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 田中良隆君。

○10番（田中良隆君） ありがとうございます。大分、昼に近づいて、短くしたいと思いますが。

市有地の件につきましては、これから改善するところはするということですが、お願いしたいと思います。合併して、21年度は5年目になるわけですから、そういう合併のときのややこしいのは引きずらないで、この辺で一回すかつとして対応していただきたいと思えます。

それと、精米機の件ですが、今話があったことができれば、それは非常にいいことだと思います。無洗米の精米システム、あるいはその他の農産物を集めて供給できるようなシステム、それも非常にいいことだと思います。

今晚7時から「おいで野洲まるかじり協議会」というのがあると思いますが、もちろんこれ自体が事業主体になっては、恐らくはできないと思いますが、でも、最終的には、一番肝心なのは、結局、誰がリスクを背負って事業主体になるか、それが一番肝心なことだと思います。例えば、先ほど公明党の矢野君の方から農商工の連携の話もありました。中主の給食センター跡を使って云々という話もありましたが、当然、認定農業者なり、そういう意欲的な方はたくさんおられます。そういう人たちが組んでリスクを背負いながら、例えば中主の給食センター跡でそういうものを立ち上げて、無洗米を市内各ところへ供給できる、あるいはキャベツ、頭から切ったカットキャベツを供給できるとか、そんなような仕組みをつくれればすばらしいなと思えます。当然、米ということになりますと、農協が一番ボリューム的には扱が多いわけですが、特別、農協にこだわらなくても、やっぱり

意欲のある方が、リスクをとれる方がリスクのとれるようなシステムで対応すれば何とか絵がかけるのじゃないかなと、そんな気がしておりますので、いつという明言がなかったわけですから不満なのですが、少なくとも21年度には実施計画ができて、先ほどの話じゃないですが、農水に補助金申請が上がるような、そんな仕組みはつくっていただきたいと思いますが、その辺、時期的なことについて、土肥政策監、また最後にお問い合わせしたいと思います。

それと、担い手の件ですが、農政課が頑張れば財政は5,000万の用意をしないといけないわけです。今のはそういう答弁だったですよ。大いに財政当局が困るような、そういう目標が達成できることを私は祈っております。

それと、先ほど、どれだけ市に借金があるのかという話、それは恐らく数字をつかんでいないから答弁がなかったのだらうと思いますが、ちなみにJAおうみ富士では2月末現在で、営農ローンだとかそういう農業関係に対して30件で1億円の投資というのか、残高があります。それは調べてきました。びわ銀だとか滋賀銀にもそれ用の貸付金はありません。ただ、野洲市に限定しますと、なかなか言ってもらえなかったということがありますから数字はつかんでいないのですが、そういうような実績があるようでございます。

それと、代表質問の中で、うちの田中栄太郎議員がされた質問の回答の中で特定農業法人、本当に23年までにできるのかという質問があったと思います。たしかあ那时候、部長か政策監かどっちが答えられたか知りませんが、5年間は延長できるから大丈夫、あと、7年先までは大丈夫という、そんな感じの答弁だったと私は記憶していますが、特定農業団体が23年に法人化しますという看板を上げました。それができませんでした。今の制度上、確かに5年を超えない範囲で延長できることには、システムはなっています。でも、それは条件が付いていまして、努力をしたそういう組織、その特定農業団体が努力をしたけども結果的にいろんな事情でできなかった、そういうところについては5年間延長を認めましょうということですから、あくまで、行政におんぶにだっこで農政課へ名前と判こを押しただけの書類を持って行って何とかしろと言っているところは、少なくとも努力をしたとは認められないわけです。だから、その辺はやっぱり、きちっともって努力をして下さい、努力をしたことが目に見えるような方向で農政課は動かないとだめです。と私は思います。そのコメントもお願いしたいと思います。

それと、よく農政につきましては、政権が変わるとこれからどうなるかわからないから余力が入らないという、そんな話も実際にはよく聞きます。農水省の幹部も、最近は大

主党の党本部の方へ行っているのもかなり多いという、そんな話も聞くわけですが、私は、仮に政権がかわったとしてもそんなことはないと思っています。

例えば民主党のマニフェスト、私もちょっと調べてきました。平成13年の参議院の公約、民主党の農政についてのマニフェストでは、事実上強制となっている米の減反政策については選択制とし、新たな所得政策の対象を農産物自由化の影響を最も大きく受ける専門的農家に限定しますという、そういう内容。これが平成13年です。15年には、食料の安定生産、安定供給を担う農業経営体を対象に直接支援、直接支払制度を導入しますということを行っています。翌16年には、その絞っていた対象者を外しました。なぜ自民党が対象者を絞ってやるかといいますと、やっぱりそれは、農政は補助金のばらまきだという一般消費者、国民の批判に耐え切れなくて、平成13年のときにやっぱり絞るということにしたわけです。その流れからいいますと、自民党はその流れに沿ってやっているわけですが、そういうことで、一昨年、平成19年7月の参議院選挙では対象者を絞らない、いわゆる個別の所得補償を導入して、あるいは減反も廃止してということ、いわゆるばらまきをしますからということでマニフェストに乗せてああいう結果になったわけです。結果的に、自民党もそれに負けずに、今現在、補正も含めてかなり、誰が見てもばらまきだというような感じになっています。そういう意味で、政権がかわっても全く変わらないと私は思いますし、去年の6月に民主党の「次の内閣」というので承認されました当面の米政策の基本動向というのがあります。これによりますと、「米価下落の大きな要因は米の需要を上回る過剰生産である。米の過剰生産を抑制し、需給調整を確実に実行することが米価安定のため、さらには自給率向上のための基本要件である」と明確に減反の必要性を述べて、そのマニフェストを変えているわけです。もちろん時がたちますと、そのときの事情に合わせて選挙公約を撤回するというのはわからんことはないわけですが、そういう流れがあります。

私は、そんな理由で、政権がかわっても変わらないと思うのですが、ここで市長と、恐らくは1年ちょっとしたら農水省へ帰られる土肥さんに考えを聞きたいわけですが、私自身は、WTOですとか食糧の自給率、あるいは安全保障だとか、そういう広い視点でいえば、農家には直接補償はすべきだと思います。米は自由につくらせて、当然、米は下がります。その分は直接補償すべきだと思います。当然、米は下がってだぶつきます。それはやっぱり何とかして輸出すべきです、年々、国際価格の差も徐々に下がってきていますから。もちろん大小さまざまな課題があることは十分承知しているわけですが、それ

がやっぱり10年、20年、あるいは30年先に世界の中の日本の農業という、そういう視点からいけばそれが一番ベターじゃないかなと、そんな気がします。

その辺について、市長と土肥さんのコメントをいただいて質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

（午後12時01分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 田中良隆議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

短いお言葉での質問ではあったのですが、広がりがあるお問い合わせですので、私と土肥政策監で役割分担してお答えさせていただきます。

前後いたしますけれども、精米機にかわる市内へのお米の導入に関しましてはかなり手ごたえがありまして、価格的には、ある程度、折り合いがつかだろうというところまで行っていますが、先ほども申し上げましたように、無洗米でないとだめだという、そこがどういう形で供給できるのかが課題かなというふうに思っております。

それとあと、農業に関しましては、どういうお答えをさせていただいたらいいかなのですけど、そもそも論からいきますと、地域の産業であるということもありますし、私たちの食べ物を供給してくれる、農林水産業しかございませんから、重要な産業だと思っております。ただ、新しい工業ですとかサービス業といった、いわゆる化石燃料を使った産業と比べると太陽の光、エネルギーと水と土と、そして人間の労働ということで成り立っています。労働に関しては、化石燃料は一部使いますけれども、もともとは太陽光を受けて作物ができるということからすると、通常のリソースと石油等の化石燃料をベースにする産業には太刀打ちできない、そういうことがあると思っています。それと、途上国あるいは大量に農産物をつくっている国との競争という、この2面からすると、国内で通常に農業が成り立つということは、今の社会では困難だと思っています。

そういうところから、先ほども田中議員がご指摘になられたように、補助だとか支援だとか、いわゆるデカップリングと言われている生産と所得を分離して補償する仕組みが必要だというふうに思っています。そういうことからして、従来の日本の場合は団体に支援

をすることから、欧米型の、直接、農業者に所得が行くような支払いへ転換されてきていますけども、まだまだ不十分ではないかなというふうに思っています。

それと、これまでは集約化、大規模化ということだったのですが、これについても、本来はそうなのでしょうけども、先の代表質問でもお答えしましたように、日本の場合は、いわゆる百姓が農業者と同等に扱われていて、歴史的にはさまざまな仕事を組み合わせながら農業をベースにして生計が成り立っていたということもありますので、米作を主体にした農業の場合に、専業のあり方というのも本来はもう少し見直していかないといけないのではないかなというふうに思っています。

それと、これは世界的に通じますけど、農業が家業になっているということも1つの課題かなと思っています。他の産業が、みんなどれも家業からはそれなりの独立した形態になっていますけれども、農地の所有ということもあって家業になっている。ここをどういうふうに転換できるのか、農地の流動化だけの問題ではないので、こういったあたりも必要かと思っています。

それと、農業というと伝統的に世代が受け継がれていますので、余り技術的な問題が意識されていませんけども、品質の問題、そして栽培、水の管理、さまざまな技術的な課題があります。あるいはまた、これからの技術開発、そういった技術面での伝承と支援の問題があるというふうに思っています。

それと、もう一つ大きなのは、これは常々申し上げていますし、今回の農商工連携なんかの課題ですけれども、市場の開発、開拓ということが重要でして、単に生産者サイドに資金と技術の援助だけではだめで、市場が開ければ営農意識が高まると思っていますから、市場の開拓をどうするか。現在、国でも、先ほども議員ご指摘のように、減反に関していろいろ議論がされていまして、選択制を掲げる大臣がおられる一方で、今まで、少し直前に議論されていたフル活用ということでお米を主体にしてさまざまな形で供給できるお米をつくろうという取り組みとが、今、整合性がとれていません。減反政策が1971年から始まって40年近く続いていますけれども、暫定的な取り組みがそのまま続いているという状況も大きな課題だと思っています。

そういう中で、野洲の農業をどうするかというふうに考えないといけませんので、やはり農地を守って経営が成り立つということで、当面は、これまで申してきていますように市場を何とか確保することによって展望を開かせていただきたいというふうに思っています。

それと、担っていただく方に関しましても、集団の営農が重要なのですけれども、これも先ほどの、また詳細は政策監からお答えしますが、方向はグループをつくってということなのですが、肝心なのは、やはりリーダーといいますか、経営者をいかに、育てるといふより、やはり確保するかということだと思っています。なかなかそこがうまく位置づけられないのが大きな課題でして、農地は存在しますし、さまざまな支援制度も存在するのですが、やはり経営感覚を持って農業をわかって経営ができる方をいかに育てるとともに、位置づけ育てるといふそこをきちっと押さえていかないといけないと思っています。そういった問題意識でもって野洲市の農業政策を進めさせていただきたいと思っております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（河野 司君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、田中議員の再々質問で、今、市長から答弁があったところに若干補足的な話をさせていただきたいと思えます。

まず、精米機の関係では、需要がどれくらいあるかというところは大体見通しがついてきているところでございます。ただ、あとは、先ほど田中議員からもご指摘があったとおり、いわゆるリスクを背負う体制、要は事業主体というか、管理運営主体というのをどういうふうにするかというところ、ここが早急に詰めていく必要があるかなというふうに考えておるところでございます。当然、こういう事業の管理運営については、市独自が実施するというのは、要は民業圧迫とかそういう視点もありますので、これは適切でないというふうにも考えているところでございます。あと、時期をというようなお話もありましたけれども、そこは当然、先ほど、いわゆる補助金やそういう話もさせていただきましたので、国の予算要求のタイムスケジュールやその辺も勘案しながら、さらには、まず第一に詰めなきゃいけない、事業実施主体をどこにするかとか、そこを早急に詰めさせていただいて、予算要求ができる体制を整えてまいりたいというふうに考えてございます。

それからあと、いわゆる集落営農の関係ですけども、大体、市長の方から答弁いただいたわけですけども、まさにリーダーの育成というところで、これは今、湖南の4市で構成しております地域担い手協議会というところでリーダーの養成講座を実施しているところでございます。ここに対して、今後も積極的な参加を呼びかけさせていただいて、集落営農リーダーをどんどん育成させていただきながら法人化につなげていきたいというふうに考えております。

それから、直接補償の関係について、今、市長もおっしゃられたように、減反政策から

ずっと始まったような形であって、そこは、どっちかというとは今は米の需給によって価格が変動しないようにというような形で導入されてきてはいるものの、実質上、今の米の価格の趨勢を見ると、なかなか、それがどういうふうになっているのかというのは、今、見ていただければ明らかだろうと思います。

ただ、結局は、そこは手法論的なところの話として、直接補償をすることに対してどこまで市民なり国民の理解が得られるのかという、そこがまず大事なというふうにも考えております。農林水産省の方では平成17年に策定されました食料・農業・農村基本計画、これは5年ごとに見直しをされております。22年に見直しということで、この1年間をかけて議論をされているというところで、これは農水省のホームページ等々をまたご覧いただければ、そこにパブリックコメントやそういうのを、今も意見募集等々もされていると承知しておりますので、また、そういったものも踏まえながら、我々の方としても、でき得る限り、農業者に限らず一次産業というのはどうしても他の産業に比べて生産性は低くならざるを得ないというところの理解を得ながら進めるということでございます。

あと、先ほど議員からおっしゃっていただいた、本日開催させていただく、いわゆる「おいで野洲まるかじり協議会」、これは地産地消ということで、まずは域内の自給率をできるだけ向上しようというようなところで取り組みをさせていただいておりますので、それによってそれぞれ、消費者にとっても生産者の顔が見える、生産者にとっても消費者の顔が見えてやりがいを感じていただくと。そういうような方向に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） それでは、次に、通告第5号、第12番、中島一雄君。

○12番（中島一雄君） 第12番、中島一雄でございます。私は、公共工事の指名業者の資格審査についての質問をさせていただきます。

野洲市北の一角に耕作を放棄し、ごみ捨て場と化した畑がございます。農地の適正な維持管理上の問題はもちろん、環境面あるいは防犯上の問題も内包しており、付近住民から不安視する声も多数聞いております。

以前は、ある土木業を営む業者が事務所敷地として使用しておったものでありますが、1年ほど前に解体され、現在は前述のとおり荒地となっております。そこで、この事務所の使用者であった土木業者に適切な管理を依頼したところ、家族は該当集落に移住しているにもかかわらず、当人は1年ほど前から行方不明であることが判明いたしました。周辺

の住民、関係者から事情を聞き取る一方、私が独自に調査した結果を総合しますと、平成19年度に市内のある土木業者、仮名Aが請け負った野洲市発注の公共工事を下請として施工した際に、工事代金の支払いに係る元請業者とのトラブルが発生したようであること、及び今回の失踪がそのことと関係がありそうであることなどがわかりました。

私は、このある土木業者の失踪をこの場でとやかく議論するつもりはありません。また、責任についても云々するつもりもありません。ただ、要は、野洲市において適正に公共事業に関わる業者が選定されること、そして、ひいては、そのことで良質な工事がされることにもつながるという観点から、A社に関して、それらに関わる現状がどうなのかについて質問をいたします。

さて、この請負業者Aは野洲市Bランクに位置する指名業者であるようですが、私の調査によれば、技術者はもちろん、作業員も在籍せず、しかるべき施工機械も有しておらず、要するに工事施工能力があるなし以前に、そもそも公共工事の請負業者として、このA社がふさわしいのかという素朴な疑問が私にはありますし、そのように疑義を抱くような事実が次々と露呈してまいりました。さらに、このA社は、従来、工事請負のたびに違法性を疑わざるを得ないような、いわゆる丸投げ方式を繰り返し、施工に際しても業者間でトラブルが頻発していることは同業者間では十分に知れ渡っている事柄でございます。

そこでお伺いいたします。

1つ、野洲市は公共工事に参加を希望する業者の資格審査をどのような方法で実施しているのか。

2つ目、入札ごとの指名においては、契約審査会という会議を開き、業者決定をされているとのことですが、各業者の施工能力、その他請負業者としての適性などについてどのように把握し、入札参加に反映されているのか。

3つ目、このA社において、私の調査においても少々問題ありと思うのですが、いかなる根拠、審査結果でしかるべきランクが今日まで与えられてきたのか。

以上、3点をお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） 中島議員の公共工事の指名業者の資格審査についてのご質問にお答えいたしたいと思っております。

ご質問第1点目の野洲市発注の工事入札に参加を希望する業者の資格審査についてですが、まず、建設業法の規定による建設業の許可を受けた業者を対象に、市内の本支店、営

業所として申請する者は毎年、市外から申請する者は隔年ごとに、野洲市契約規則にのっとりまして定められた期間内に入札参加資格審査の申請を受理し、審査登録をしているものでございます。

また、建設工事等契約審査会におきまして、市内の登録業者を対象に野洲市建設工事等指名競争入札参加者の格付及び選定基準に定めております審査事項でございます客観事項並びに主観事項について評点を付して評価し、工事区分ごとに3から5段階の区分への格付をしております。

なお、客観事項は、県が発行する経営事項審査結果通知書に記載された経営規模、経営状況、技術力等でございます。また、主観事項は、工事成績、工事経歴、経営管理の状況、例えばISOの取得状況等も見ておるところでございますし、労働福祉の状況、この中には社会貢献の活動状況も入っております。あるいは工事の安全実績、納税の状況等も含めておりますが信用状況、技術職員数等でございます。これらの事項につきまして評価をし、格付を行っております。

次に、ご質問第2点目の、工事入札に参加する業者の指名につきましては、建設工事等契約審査会におきまして、請負工事の工事区分並びに設計金額などをもとに、先に格付した区分に属する業者から指名業者の選定、審査を行っておりますところでございます。

3点目のランクづけでございますが、第1点目でお答えいたしましたように、ご指摘がございましたA社を含む市内業者につきまして、格付及び選定基準に基づき審査をし、ランクを決定したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 中島一雄君。

○12番（中島一雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目の、客観事項並びに主観事項に基づく業者のランクづけ、さらには2点目の、いわゆる契約審査会における審査、また、指名業者の決定については了解いたします。

しかし、3点目では、今、「1点目でお答えしたように」との答弁でございましたが、そのことはすなわち、A業者は経営状況、技術力、また経営管理の状況、さらには信用状況、技術職員数等がすべて資格審査基準を満たしているということになっておるわけでございます。では、その審査基準、いわゆるA社の審査結果を具体的に示していただきたい。

私は先ほどの質問の中で、A業者は指名業者としての要件を満たしていないとの指摘をしているのであります。つまりA社は、外見上の経営実績は下請施工によって体裁を整え

ているものの、経営の実態は極めて深刻であり、当該企業が有する各債務はほとんど差し押さえを受けているという状況でありまして、本件工事そのものも例外ではありませんでした。その結果、下請企業に対する債務は不履行となっておりまして、そのことも前述の失踪の一因となっているのではないかと考えておりますし、かつて下請企業と、再三、トラブルが発生しているということも、調査の結果、判明しております。

そもそも野洲市が公共工事の入札について指名するという行為は、当該業者の経営内容、施工能力が一定水準以上であることを公に認めたものでありまして、ひいては社会的信用を付与したと解釈でき、その審査結果は下請企業が、いわゆる元請企業の信用度合を見極める際の判定基準として決して小さいものではないと考えられます。

しかしながら、野洲市は資格審査において形式的な書類審査のみで指名業者を決定し、結果的に審査そのものを形骸化させてしまっていると思われるわけでございます。もちろん、資格審査の段階で個々の事業者にとって厳密な経営等の実態まで把握することには限界があることは理解しております。しかし、工事発注に係る、いわゆる契約審査会の段階においては、機械的な業者選定ではなく、例えば担当課から直接の情報を入手するなど、あらゆる努力が必要ではないかと思うわけでございます。

また、答弁の最後に、一括下請は建設業法により禁止されているとのことでございますが、私は、調査の結果、A社は禁止されている一括下請を恒常的に繰り返していた事実を把握して指摘しているわけでございます。私が実態調査をただけでも容易に把握できた事実を野洲市は何ゆえ把握することができなかったのか、あるいは把握していながら効果的な措置を怠った理由は何なのか、明確にお答えを願いたいと思います。

本来、公共工事の執行者としての適格性を見極めるという重責であるはずの資格審査が、実際には健全に機能しておらず、機械的な事務処理と化している状況は、まさに社会的使命を放棄したものでありまして、そのことは5万人市民に対する背信と言わざるを得ません。何ゆえなら、野洲市は以上の事実に対する反省もなく、平成20年度においてもA社の経営内容は改善されていない事実が容易に把握可能であるにもかかわらず、依然として入札参加を容認しており、そのことによってさらなる被害の拡大が懸念されるのであります。年度途中においても、指名業者の施工能力に疑義が発生した場合において指名停止等の行政処分は当該業者の触法行為以外では対象にならないのか、その辺のところもお答え願いたい。

また、下請契約におけるリスクは下請業者の自己責任の範疇であることは事実ですが、

野洲市が十分な審査を怠ったことに起因する道義的責任まで免れるものではないと考えますが、いかがでしょうか。

以上、お答え願います。

○議長（河野 司君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） それでは、中島議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

まず、このA業者が適格な、いわゆる施工能力を有しているかどうか、このところでご質問だったと思います。この点では、先ほども申し上げておりますように、審査としては客観事項と主観事項、この2方面から審査をさせていただいております。客観事項につきましては、先ほどもご答弁申し上げたのですが、経営事項審査結果通知書、これは県で建設業登録等をするところで県での経営事項審査を行ったときの内容でございますが、この内容をもって、一応、客観事項の審査といたしたところでございました。その内容が、先ほど申し上げましたように、経営の規模、経営状況、技術力等でございますが、これを一応ベースにさせていただいているということでございます。

ちなみに、例えば自己資本金でも5,000万を超えておりますし、契約の完工高でも、これは20年度の状況でございますが、約3,000万近くございますし、技術者も一級2人、二級2人、合計4人を抱えておると。規模は非常に小そうございますが、一応そういう形で審査が出ておりまして、県での審査を通したということでございますが、県の登録団体にもなっておる、こういう状況でございますが、私どもはこれをベースに1つは判断させていただいたということでございます。

それから、いわゆる指名をするときの、業者選定の基本としては、先ほど申し上げたように、一応、施工能力が当然あって、建設業の許可も得ておりますから、それを市内業者としてのランクごとに登録させていただいておりまして、我々が発注する工種並びに金額等の中で指名登録したランクごとの業者さんを選ばせていただいている、こういうことでございますので、個々にその段階で個別業者を判断しているというものではないということです。先に前提としては施工能力があって登録がされている、こういう仕組みでございますので、今のところ、その仕組みの中での指名をしていると。

ただ、特に課題があるという場合は、おっしゃるように、これは審査をすることもやぶさかではないと、かように思っておるところでございます。そういう意味では、先ほどご指摘があったように、差し押さえをされたという状況があったわけでございますが、これも、基本的には、別の下請業者さんなのですが、その下請業者さんとの業者間の民民の

トラブルといえますか、そういう形でございまして、これは一応差し押さえをされて、私どもが本来A業者さんに払うべき金額の一部を差し押さえされた方に払うという形で解決したということでございまして、そのことをもって排除するというのは、すぐにはちょっと難しかろうというところでもって、今のところ、続けておるとい形でございます。確かに道義的なり、私どもも気持ち的には本当は外したいのですが、それでもって排除、指名停止という形までとれるかどうか、この辺はちょっと議論のあるところだと、かように思っておるところでございます。

それから、おっしゃっていただいたように、一括下請については、当然のことでございますが、建設業法で禁止されておるところでございまして、ただし、下請名簿等を出すかどうか、この辺については、一定ルールとして300万円以上というルールを定めておりますので、これに該当しなかったというふうに理解しておるところでございます。

以上のようなことを答弁させていただきます。

○議長（河野 司君） 中島一雄君。

○12番（中島一雄君） それでは、再々質問をさせていただきます。

今、副市長、気持ち的には外したいというようなことを述べられたということは私が先ほど言ったことを認めておるわけですね。それで、A社は工事材料業者としての取引もすべて停止されておるわけなのです。恐らくそういうことも含めて外したいという気持ちになられたと思うわけですね、私は。工事材料まで下請業者が購入させられている現実なのです。むちゃくちゃです、はっきり言って。結局、倒産して夜逃げして、今どこへ行っているかわからないというような現状だということを私は認識しておるわけなのですけど。

そのことにおきまして、公共事業は2つの側面を持っていると思うのです。一つには、市民生活の安全、快適を実現するための社会資本の整備、2点目は、経済対策を通して地元業者の指導・育成ということなのです。しかし、野洲市の業者選定、指名に至る手続を聞いておりますと、2点ともないがしろにされている実態が改めて見えるわけなのです。つまり、粗雑な施工能力しか有していない業者を、いわゆる惰性的に指名することによって良質な社会資本の整備が阻害されていること。2点目に、市による適正な業者の指導・育成の問題でございます。市民の常識を基準にするなら、A社の指名は明らかにその適格性、いわゆる公正性を欠いておりまして、恐らくは悪意もなく、単に事務的審査をしまして事務手続をしている結果であろうと思いますが、しかし、不適切な関係を邪推されかねないものでもございます。

一連の答弁を聞いておきますと、自己防衛に徹した野洲市役所内の論理の展開でございまして、野洲市の利益という本質が全く見えてこない、予算消化のための公共工事とやゆしたくなるわけでございます。公共工事に関わる業者指名の実態に通底するもの、また市役所の感覚は市民のそれと著しく乖離しているという現実であると思うわけでございます。

幸いにも、新年度に向けて指名業者の資格審査の時期でもあると思っております。今後は、不適格業者の参入を徹底排除するため、実効性のある資格審査、業者指名、指導・監督体制を確立すべきであると考えますが、野洲市の取り組みの意向をお伺いいたします。

以上です。

○議長（河野 司君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） それでは、中島議員の再々質問にお答えいたしたいと思えます。

まず、この業者の施工能力という話でございますが、先ほども申し上げましたように、客観的事項については県の経審、いわゆる経営事項審査を経ているもの、こういう形で認定をさせていただいたということでございます。むしろ工事そのものは、これはいろいろ業者さんの協力もあったと思うのですが、ちゃんと仕上げているのです。ですから、うちの、後の工事の検査もきちっと通しておりますので、そういった意味での能力は一応あると、かように思っております。

ただ、経営能力になるのか、資金計画になるのか、ちょっとその辺が分かりませんが、そういった点で課題を抱えておるという可能性はあります。ただし、審査をする段階ではきちっとそれは補った形で出しておりますので、おっしゃるように形式審査かもわかりませんが、その段階では発見できないという形で県の審査は通っております。同じく、我々もそういったことを信用した上で登録をさせていただいた、こういうことになります。

それから、もしこれで問題があるとすれば、許可権者、建設業の許可の問題になりますから、場合によると県並びに、国まで行きませんが、この場合は県ですが、県として監督処分なりそういったことが発動されておれば、これは当然、我々も従いますが、今の段階はそれまでには至っていない、こういうことでございます。

それから、私どもも、先ほど申し上げたように、少し自分のちょっと個人的な感情を申し上げたのですが、何とかしようという形で苦肉の策といいますか、1つの方策として、去年は誓約書をいただきました。これは、当然、今後いろんな迷惑をかけるというようなこと、あるいは誓約事項をたがえた場合には指名停止あるいは格付を取り消しても構いませんという誓約をいただきました。このことで一種の牽制といいますか、1つの予防的な

方策にさせていただいたというところでございます。

ちなみに、今年の2月に、一応、登録審査を受け付けたのですが、ちょっと事情はわかりませんが、この方は登録申請をされていない、かように伺っておるところでございます。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 中島議員の再々質問にお答えいたします。

個別の案件については、私、この件に関しては余り詳細を存じていませんし、業者選定には一切関わっておりませんので、一般論で申し上げますと、私は、昔、3年間携わっていましたが、客観事項についてはやはり時間遅れあります、それまでの状況で見えていますので。あとは、具体的には個々の発注者において一番最近の経営状況、あるいは技術者の張りつけ、例えば3人あったとしても既に2つ工事を持っている、もう1人しか残っていない、あるいは既に3つ持っているかどうか、これはなかなか全部はわからないのですが、少なくとも自分のところで把握できる限りは、他に技術者が張りついていて新たに工事がとれるかどうか、あるいは完工高が相当額であるのに既に大きな工事を持っていればだめだとか、それとやはり工事成績、そういったあたりを見ないとだめですので、単に客観事項で資金力等が問題ないとしても、今ご指摘のように差し押さえの情報があったとかそういう場合、指名停止要件は破綻でありますけれども、いわゆる指名を差し控えるとかそういった裁量を発注者の方で働かす場合がございますので、一層の健全化に向けて取り組んでいきたいと思っています。そこできちっと説明がつくものでないと、誓約書をとるとか何かそういうやり方ではなくて、毅然として相手の能力、資金力、これすべて、資金力も経営力も含めて受注業者の能力でございますから、そういった観点から改めて制度を見直していきたいと思っています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、通告第6号、第18番、三和郁子君。

○18番（三和郁子君） 市政のかじ取り役を任せております山仲市長に対しまして3件の質問をいたします。

アメリカのサブプライムローン破綻に端を発しました金融経済の混乱は世界同時不況と姿を変え、いまだ好転の兆しが見られません。内閣府は2月16日、08年10月から12月の前期比実質GDP3.3%減（年率換算12.7%減）と大幅なマイナス成長になったと発表しました。これは、第一次石油ショックの影響を受けた74年1月から3月期（GDP年率換算13.1%減）以来35年ぶりの著しい景気の落ち込みであり、08年

4～6月期から3四半期連続となります。10年度の業況、景況は一段と低迷するのではないか、心配な様相となっております。

日銀京都支店、2月13日発表、1月の管内（京都、滋賀）の金融経済概況においても企業業績、個人消費とも低迷が著しく、景気は大幅に悪化していると伝えております。その閉塞感は、私たち市民も強く実感しているところでございます。

この景気低迷は、市財政にとっては大幅な財源不足が複数年継続する最悪のシナリオと言え、市長をはじめ職員一人ひとりがこの危機を乗り越える気構え、知恵と最上級の危機管理意識のもと、行財政運営にあたっていただかなければなりません。

さて、当市の財政状況は22年度には財政調整基金が枯渇し、何らかの改善、方策を講じなければ、最終、赤字決算必至であり、何としても財政再建団体転落へのシナリオを回避しなければなりません。その布石となる市政運営の具体を示す山仲市長初の予算編成となります。歳入において前年度比、法人市民税56.9%減、市税全体で10.1%減、81億8,200万円の落ち込みの中、基金9億8,850万円を取り崩すなどにより前年度当初予算比7.7%減の160億1,100万円の緊縮、賢明な21年度一般会計当初予算が当議会に提案されました。

22年度予算編成にあたっては、編成経過の開示など、今までになかった新鮮な意図とプロセスが感じられ、評価させていただきます。また、予算措置においては同和対策事業上位根拠法の終結や有隣館機能を補って余りあるコミセン施設が各地域に設置されている中での有隣館建設事業の見直しや給食センター精米機設置見直しなど、財政状況と施策の本質を見極める事業選別の妥当性が予算案には見受けられ、市民の目線、感覚に近い等の努力の跡が認められるところかと認識します。

しかし、20年度補正予算には野洲駅北口地先の市有地売却費の歳入が計上されております。昨年11月にこの契約についての情報を得ました。市民の目線に合った極めて重大な問題であると認識し、12月議会及び今議会の代表質問でも鈴木議員が発言しております。

一昨日、新聞に報道されておりましたが、通告書により、事の重大さにかんがみ、私も意見を申し述べます。

そもそもこの案件については、ずさん、不備な契約書が交わされていた実態や、売り払い価格において周辺実勢地価との整合性がないと言えるものではないでしょうか。さらに、市民の財産を1円でも高く処分する意思や努力の形跡が全くうかがえないものです。市民

の皆さんから市民の血税や資産を行政は何と心得るのか、議会はそれを許しているのかと怒り心頭、ふんまん、行政不信など厳しい声が私のもとにも数多く寄せられております。到底、市民の皆さんの理解を得られるものではなく、理解を求めるべきがないものと認識しなければなりません。逸失したと思われる収入に対し責任の所在は誰にあるのか、どのような形で責任をとるのか、果たすのか、前市長の在任中の案件とはいえ、議会だよりで市民周知の事実を踏まえなければなりません。

市長は、本議会初日に補正予算説明の中で、市民の行政不信を払拭すべく職員の処分も視野に市政刷新の考えを述べられました。今後この案件をどのように収束させるのか、市民に対し納得のいく説明を果たす責任があることを承知願わなくてはなりません。さらに、この案件決定に関わった理事者の皆さん、自分の土地であったらこのような売り方をしただろうか、自問自答して下さい。

市民の財産保全、有効活用に対する考えの甘さと力量不足を痛感し、心からの反省と、今後このようなことを起こさないための自浄作用の糧として肝に銘じていただくことを私は強く求めておきます。

では、市民の目線にかなった新鮮な市政の推進を求めながら質問いたします。

第1点。22年度を目標年度とする推進中の財政改善計画は、計画最終年度を迎えても健全化に至らない事実、また、景気低迷による財源不足の長期化が否めない現況から、計画の再構築が必須となったと考えます。現在推進中の財政改善計画に対する現時点での改善目標達成度、課題の総括をお伺いします。

第2点。21年度の早い時期に新行財政改革プログラムの公表の意向があるものと認識しております。財調基金枯渇に直面し、硬直化した構造改善をどのように構築するのか、新計画のポリシー、改善要素の骨子及び公表時期についてお伺いいたします。

なお、市長は21年度予算編成にあたっては編成経過を、逐次、情報提供する手法をとられました。この改善計画構築経過についても同様の手法を求めますが、あわせてお伺いいたします。

第3点。21年度予算編成にあたり、第1次総合計画ローリング実施計画の審議が実施されると認識しております。前年の実施計画（平成20年～22年度、対象46事業）に対し、今年の計画（21年～23年度）はどのようなポリシーで審議され、最終的にどのような姿になるのか、概要をお伺いいたします。

第4点。福祉施策推進の一環として医療給付金を抑える手だての1つに、ジェネリック

医薬の積極的な奨励、推進があると考えます。そこで、3項伺います。

- 1、野洲病院のジェネリック医薬の処方状況は。
- 2、ジェネリック医薬の医師の処方指定及び患者への声かけの実態は。
- 3、患者からのジェネリック医薬希望の申し出状況は。

以上についてお伺いいたします。

2件目、水道事業についてお尋ねいたします。

当市の財政状況は健全なガバナンスのもと、1円たりとも無駄を発生させないという職員一人ひとりの強い決心と危機意識による効率的、効果的、スリムな市政運営を早期に確立しなければなりません。

近年、上下水道事業の諸業務の多くを民間会社に委託し、サービスを維持しつつ行政組織のスリム化や諸経費の削減を工夫する多くの自治体が見受けられます。この観点から、当市の現状と将来的な水道事業像についてお伺いいたします。

3件目、指定管理者制度についてお伺いします。

指定管理者制度は18年度より公募3施設、非公募50施設、合計53施設について指定運用が開始されました。運用4年経過の22年度から第2期目の制度運用が開始されます。21年度は第2期目スタートに向けた制度運用の見直し、公募・非公募の見直し、効果・成果の確認、検証など、管理者指定の実作業の年度に入ります。そのための、いわゆるPDCAによる諸課題の発掘やその具体的対応、対処が必要と認識します。

19年6月議会で当制度について質問をいたしておりますが、その検証も含め、お伺いいたします。

第1点、運用開始から3年が経過しました。53指定管理施設運用上の課題や必須改善課題について。

第2点、19年6月議会で、経費削減効果について18年度が3,000万円、19年度もほぼ同様額が見込まれるとお聞きしました。19年度の実績と20年度の見込みについてお伺いします。

第3点、制度スタート時、非適用200弱の施設の今後の指定管理適用所見を、19年6月議会で、民間事業所等が既に事業展開しているケースで一定の効果が期待される施設については22年度から公募に変更する、また、現在、直営で管理運営しているケースで、効率的かつ効果的な管理運営が可能な施設については、順次、制度導入を進めたいとの方針を伺いました。このことについて、主な施設の例示と共に全体像をお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 三和議員のご質問のうち市政運営の総合的検証についてのご質問にお答えいたします。

まず第1点目の財政健全化計画の達成度及び課題の総括についてのご質問にお答えいたします。

現行の財政健全化計画につきましては、平成18年度の発効当初から年次の実行プログラムを設けて推進してきたところであります。この実行プログラムに基づく平成18年度から平成19年度までの2カ年における歳出削減及び歳入確保の目標額の合計は約11億7,200万円ですが、平成19年度の決算時での進捗状況は約9億9,900万円となっており、達成率は、2カ年の通算で約85%、平成19年の単年度では約70%となっております。

達成及び未達成の主な項目を検証いたしますと、職員の削減等による人件費の抑制、市税の増収確保、基金確保といった項目においてはいずれも目標額を上回っています。しかし、これについても実態を詳細に見ますと、人件費については、本来、正規職員であるべきところが嘱託職員で対応されていること、市税の増収確保についても、後でご説明しますように、今回の不況で結果的には不十分であること、また、基金につきましても目標額が適正であったかどうかといった問題を抱えております。一方、投資的経費、補助金、扶助費等の見直し項目においては達成ができておりません。

この進捗状況と昨年後半以降の急激な経済状況の悪化による財政危機の深刻化を踏まえて現状の課題認識を申し上げますと、総括的には現行の実行プログラムの内容及び水準を全体的に大胆に見直すことが必要と考えております。このため、内部管理経費の削減や収入確保対策を従来に増して強化することはもちろん、個々の事務事業や制度ごとに厳しい見直し方針を具体的に示し、取り組みを断行していく必要があると考えております。

第2点目の新行財政改革プログラムに関するご質問にお答えいたします。

ただいま申し上げましたとおり、当面の財政健全化に向けては従来よりも相当大胆な取り組みが必要であると認識しており、新年度、おおむね5月を目処に（仮称）集中改革プラン（素案）を策定いたしたいと考えております。

このプラン素案は比較的短期間で成果を得るための計画と考えており、これを完遂することにより財政調整基金からの繰入金に頼らない一回り小さい予算規模を実現し、安定的かつ強固な財政基盤の確立を目指し、力強い元気な野洲づくりにかじをとっていきたく

考えております。

改善要素については、市民サービスの適正化を図ることや施設の維持管理コストの削減も必要と考えております。財政の危機的状況を市民の皆様にご説明し、当面ということをご前提に、理解をもって抑制する内容も盛り込む必要が生じてくるものと考えております。

今回の予算編成にあたりましては、この財政改革のプログラムが策定前ではありましたが、さまざまな視点から見直しをしておりますが、1例で申し上げますと、既にご説明をしておりますけれども、野洲中学校の耐震改修におきましても、今年度、設計費の予算として9,900万円が上程されております。これに関しましては、おおよそ総事業費が四十数億円という前提での設計予算でありました。これを、今現在、見直しております。約20億円余り、ほぼ半額でできる見通しというふうに考えております。こういった手法、あるいは、先般も篠原駅の協議会がございまして、その場でもご意見を申し上げましたが、ご出席の市の議員からも同様のご意見を賜りましたけれども、総事業費46億円が想定されておりますが、もう少し効果的な対応もあり得るのではないかと考えております。あるいは、野洲駅前の整備におきましても、現在、再検討いたしておりますけれども、今の課題は存在するのでなるべく早く対応ということでございまして、機能的でなるべく効果的な事業手法をとりたいということで、今、再検討して、市民の方あるいは議会にもご説明をさせていただきたいと思っております。

こういった形で、幾つかの見直しを含めて、単に細かい経費を削るのではなく大きなところから、効果は当初のものを得て投資は少なくという観点から取り組んでいきたいと思っております。また、この計画の策定に関わりましては、プランの素案と申し上げておりますように、素案の段階で議会及び市民の皆様にご提示し、広く議論をしていただいた上で具体化を図っていきたいと考えております。

3点目の第1次総合計画のローリング実施計画に関わるご質問にお答えいたします。

次期のローリング実施計画につきましては、従来のような右肩上がりの発想を改めることを基本に、市民の安全確保に資するハード事業の着実な実施を計画するとともに、野洲の元気につながるような創意に満ちた事業を真に必要な規模・内容で策定すべく、現在、調整を進めております。

最終的には、急激に悪化した経済情勢により深刻度を増した現下の財政事情を踏まえ、財政的には超緊縮型の計画にならざるを得ないと考えておりますが、学校施設の耐震化、

子育て支援の充実、学校教育の充実、高齢者福祉の充実、都市拠点の整備、農業を含む産業振興に関しては重点的に展望のある施策展開を図ってまいりたいと考えております。

なお、ジェネリック医薬につきましては部長の方からご答弁申し上げます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、私から三和議員の４点目のジェネリック医薬についてお答えを申し上げます。

まず、ジェネリック医薬品については、近年、使用の促進を図るため、平成２０年４月に保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等の改正があり「調剤薬局では、医師の処方せんにジェネリック医薬品に変更不可と記入がない限りジェネリック医薬品について説明を行い、患者の同意を得てジェネリック医薬品を調剤するよう努めなければならない」となっております。また、この説明をした場合には調剤基本料が加算される仕組みに改正されたものでございます。

まず、１点目の野洲病院でのジェネリック薬剤の処方状況につきましては、野洲病院の扱う入院・外来における使用薬剤品目の約３２％がジェネリック薬剤と聞いております。

２点目のジェネリック医薬の医師の処方指定及び患者への声かけは、ジェネリック医薬品を優先して処方するよう医療制度改正が行われたことから、野洲病院におきましてもジェネリック医薬が採用されており、院外の調剤薬局でも医薬の説明・指導が行われております。

また、３点目の、患者からのジェネリック医薬希望の申し出状況につきましては、患者から医師に申し出があればジェネリック医薬にて処方されており、希望がなくても処方時に野洲病院が採用しているジェネリック医薬にて処方されています。

また、患者からの質問には専用の相談室で医薬についての説明が行われております。さらには、調剤薬局では、患者の意向に基づき医薬の変更がされた場合には野洲病院側に情報の提供がされる仕組みとなっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、三和議員の水道事業につきましてのご質問にお答えしたいと思います。

本市の水道事業にありましても、経営の効率化を図るため、委託等により経費の削減に努めているところであります。平成１８年１０月に策定いたしました第１次野洲市行政改

革大綱の中の財政の改革に基づき、水道事業の業務のうち水道施設の管理として水源地及び配水池の監視、保守点検等の委託、水道料金の徴収委託等を行い、また、水道技術員の削減も含めまして、合併時13名でありました職員を、現在、9名ということになっております。

なお、近隣6市の平均の人員1人当たりの収益的支出費、いわゆる3条予算になりますけれども、それと比較いたしましても、本市は多い状況となっております。具体的には、6市平均では1人当たり8,824万3,000円でございますが、本市は1億630万2,000円ということで多い状況になっておるということでございます。

また、本年度、20年度より上下水道料金の納付書の一本化もいたしております。かかる経費についても削減に努めているところでございます。

今後でございますが、費用対効果に留意いたしまして、検針、開閉栓、あるいは水道料金徴収業務等の包括的な外部委託を進める必要があると考えております。そのため、平成21年度に予定しております水道事業経営計画を策定する中で、サービスは堅持しつつ、コスト削減、組織のスリム化等、諸経費の削減の可能性を検討し、見出すことによって将来の健全な水道事業経営の方向性を定めたいと考えております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 三和議員の、3点目の指定管理者制度についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点目の、53施設の運用上の課題や必須改善課題についてでございますが、個々の施設の評価につきましては、指定管理委託契約の変更に合わせて平成21年度に取り組む予定をいたしております。そうしたことで、現時点におきましては総括的な評価を申し上げるに至っておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

しかしながら、平成15年の地方自治法の改正を受けまして、全国各地で導入が進められました指定管理者制度につきましては、政策実現に向けた合理性等に関わりまして、制度適用の是非に及んで賛否双方の世論があることも認識をしております。本市における次年度の評価におきましては、個々の指定管理者の評点評価にとどめずに、当該施設が今後も指定管理者による管理に馴染む施設であるのかどうかというところまで踏み込んで検証していきたいというふうに考えております。

次に、第2点目の経費削減の効果についてでございますが、導入前の平成17年度の決

算を基準に比較した場合、平成19年度決算ベース、また平成20年度予算ベース共に約4,000万円の削減効果があったものと分析しております。

そして、第3点目の今後の公募化及び指定管理者制度の新たな導入対象施設についてのご質問についてでございますが、その後の経済情勢の急変によりまして、財政状況がさらに深刻化してきたことや、ただいま申し上げましたとおり、一定踏み込んだ検証を実施していきたいというふうに考えておりますところから、具体的な例示等につきましては、今後、来年度に策定いたします（仮称）集中改革プランや、その後において順次行っていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 三和郁子君。

○18番（三和郁子君） それでは、市政運営から再問させていただきます。

市政運営の効率化と人件費抑制に関して、2月15日に「広報やす」で嘱託職員、臨時職員の募集があります。嘱託職員は18年度以降、新規・継続も含めて140人から150人程度で推移しております。しかし、臨時職員は18年度4月1日実績人数ですが、158人に対しまして、19年度では5.7%増加、20年度が15.2%増加、21年度募集は広報で累計いたしますと241人となっております。ただし、昨日からご答弁がありました、特別雇用対策として30人が計画されているというお話ですが、通常、募集の臨時職員が29人の増員でありまして、3年で1.34倍になっております。この増加傾向の兆しが見られるところから、20年3月議会で、警鐘を鳴らす意味で質問をさせていただきました。

その中に、行政サービスの多様化、複雑化などの対応のため、人数が一部増加しているが、今後、健全化に基づき、平成22年度を目処に各種業務の効率化、省力化を図れるように進めるとともに、健全化計画と整合性が図れるよう人件費の抑制に努めるという答弁がございました。このことにかんがみましてお尋ねしますが、健全化計画との整合性の観点から、どのような危機意識で施策選択、募集人員の決定がなされたのでしょうか。241人中、昨日から、ふるさと雇用再生特別交付事業ですか、それと緊急雇用創出特別対策事業に延べ30人採用と入っておりますが、分けて、この増員による財政負担はどのぐらいになるのか、お尋ねいたします。

次に、ジェネリック医薬品推進に関しましてですが、市民の方から、健康保険給付金の改善取り組みについて声が届きました。高齢者や継続的に診療と薬が必要な人にとっては

医療費の負担が大層重く感じられます。特に年金生活者にとっては本当にきつくなっています。さらに保険料の値上げは大変な不安を感じます。

先日、北海道五稜郭方面へ出かけたとき、役所のビルにジェネリック医薬品を推奨する大きな垂れ幕がかかっていました。ジェネリック医薬品がもっと積極的に活用されたら保険給付金の削減につながるのではないですか。このことは患者の負担が減り、行政や保険事業の財政改善につながり、ひいては保険料の値上げ防止につながると考えます。野洲市ももっと工夫した積極的な取り組みをしてほしいものですよというお便りをいただきました。そういえば、私は野洲市の場合、このようなPRというのですか、見当たらないなというふうに感じました。この垂れ幕手法、これは低コストで市民の意識を高められる最も効果的な手法の1つではないかと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

また、もっと医療機関と連携いたしまして、先ほどの答弁では医師の方から患者の方にも声かけなどをしておられるということでしたが、私も議員になってから血圧が急に高くなりまして病院に通っておりますが、安価になったジェネリックはどうですかということちょっと聞いたことがないのです。もっと、この安価でいけるジェネリック医薬の申し出がしやすい雰囲気づくりをしていただきたいなということで、私はこのジェネリック医薬推進施策を引き上げることを望みながら、施策としての進め方の考えをお尋ねしたいと思います。

次に、水道事業についてですが、この水道事業の外部委託、私も、今、一部委託しておられることは承知いたしております。先ほど、近隣のお話も言われましたが、16年6月には八日市市、17年4月には東近江市、17年5月から19年4月にかけて守山市、18年4月から19年にかけて近江八幡市、19年11月が彦根市、そして、21年2月に草津市が、これ、13市中6市が幅広い業務にわたって委託に踏み切っております。先ほどもさらに拡大するという発言もございましたが、草津市の例を挙げてみますと、人員、課長を除いて10人で行っていたということなのです。それが、外部に委託後は2人で、今、行っていると。このことによって年間1,700万円の継続的な削減効果を見積もっているというふうなことをお聞きしました。

野洲市の場合、先日お尋ねいたしましたら下水道業務に5.5人、水道業務は現在6.5人で行っていると聞いておりますが、草津市の例から見れば、最大2人で内部業務は遂行できるというふうに推量いたしますけども、新財政改善計画にふさわしいテーマ、先ほどの集中改革プログラムの中で考えていくということですが、私はこれを早急に考えてい

ただきたいというふうに思います。これは市長に所見をお伺いしたいと思います。

次に、当市に布設されている水道管の一部に水道用石綿セメント管が使用されているのではないかというふうに認識しておりますが、布設延長と場所についてお伺いいたします。

次に、指定管理者制度ですが、個人情報 は適正に管理しておりますでしょうか。問題発生はありませんでしたでしょうか。

第2点ですが、指定管理者から事業報告や経理の状況報告は適正に行われておりましたでしょうか。課題の有無はどうでしたでしょうか。

3点ですが、国レベルにおいて公益法人などへの天下りに関しまして議論が盛んに行われております。これは、国民を含めて私たち市民、大きな関心を抱いております。私は、全面的に悪いとは思っておりませんが、例えば、つい先日なのですが、指定管理者施設へお伺いしたときに、庭の木々を剪定しておられました。シルバーの方かな、あるいは行政の方かなと思っておりましたら、行政から行かれた方が一生懸命に汗を流してしておられました。そういうこともありますし、そして、臨機応変に使いやすいように先導して頑張っておられる方もおられますので、全面的には悪いとは思っておりませんが、募集過程だと思うのです。やはり市民感覚は公益法人などへの市職の天下りはシビアに思っております。19年6月議会で指定管理施設への元市職の勤務人数確認では、文化スポーツ事業団が5名、シルバーワークプラザが2名、社会福祉協議会2名、計9名とのことでしたが、現況についてお尋ねいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 三和議員のご質問のうち水道事業に関してのご質問にお答えいたします。

水道事業は市が市民に安全で安心できる水を安定的に供給するという責務の中でやっていることですが、できるだけ効率的にという観点が必要でございますので、先ほども部長が答えましたように、次回の経営計画の見直しの中でやっていきたいと思っておりますが、集中改革プランの年度内に、もう一度、民間委託が進められるかどうか、これはもう少し見ないといけないと思っております。

それと、料金に関しましても、現在の合併してからの料金設定が人口の増加を少し高い目に見ておりましたというか、結果的には想定人口に達しておらないということから、収支がかなり厳しくなっております。ですから、それをどうするのか。単純にいけば、また料金の改定、上昇ということになるわけですし、その辺りも含めて総合的に水道事業

のあり方、さっき申し上げました安全安心と効率化という観点から見直していきたいと思っています。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、三和議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の啓発の件ですが、よその市で垂れ幕ということがあったと。野洲市では垂れ幕まではちょっと今のところ考えておらないということですが、実は、今回、国保の保険者としても、国もジェネリックを進めようということもありまして、今年の4月以降の保険証からですけれども、このようなジェネリックの効用というのですか、使っていきたいと思いますということ、多くの市でも保険証の中にこのような啓発を入れて、市民の皆様には正しい選択をいただくということで進めておりますので、もしパンフレットというのか、ポスター等が来れば、そのような形で啓発をしてまいりたいと考えております。

ただ、ジェネリック、後発剤は患者さんにとって合う合わないというのはどうも特徴があるようで、薬ではコーティングの仕方によって溶けぐあいや時間も時間の差があるということですので、その部分についても少し、患者さんに合った形ということになってくるかと思えます。

また、医師の声かけということですが、野洲病院に限りますと、今回の改正に伴いまして、基本的には、ぜひ後発剤を使おうというのが処方せんの中でありまして、だから、医師としては、後発剤がだめだという場合のみ処方せんに記するというので、基本的に何も書かなければ後発剤を優先的に使うという形で野洲病院も取り組まれておりますので、医師の方も患者さんの申し出があればご相談申し上げるけれども、もちろん野洲病院が扱っている後発剤というのはありますけれども、説明しなくても、基本的であれば後発剤を使っているというふうな感覚で診療等もされているということも聞いております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、三和議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、石綿管のまだ改良ができていない部分の残延長ということでございますが、20年度末では3.4キロになる予定でございます。今年も一部、入れ替え作業をしておりますので、なる予定でございます。そして、21年度には約1キロを整備の予定をしております。

整備の箇所につきましては、富波乙地先で1件ございます。そして、竹生地先あるいは三上山の送水管ということで考えてございます。

主に残っている場所でございますが、まず比留田野田間で約1キロ残ってございます。ただし、ここにつきましては、石綿管といいましても鋼管で一部巻いている石綿管で、従来言っているACPという石綿管とちょっと異なりますので、もう少しもつというのか、もう少しばらくいけるのじゃないかという思いもしています。

それと、残りは、下水道と同時に、大体、塩ビ管等に布設替えをしておるのですが、ただ、その切れ目切れ目といいますか、集落間といいますか、そういう部分で残っておりまして、ちょっと場所の特定は、かなりたくさん箇所がございますので、そういう下水道の管が入っていない部分でというところが残っている、それがあと1キロぐらいあるということになるかというふうに思います。

それと、先ほど三和議員の方で紹介がございました草津市の例で、10人が2人に減りましたよというお話がございましたが、私のところも調べさせていただいておったのですが、実は、草津市は料金収納を担当されている方が10名おられて、それが2名になったという話で、私のところの人員については、先ほど申し上げたのは施設を担当しております者と料金を担当している者、合計で、課長を含めて9名というお答えでございまして、実際、私のところで料金担当をしておるのは、一応、今、料金は下水道と一括徴収ですので1名は下水道と上水道で0.5ずつカウントしてございまして、そんなことで料金担当、いわゆる庶務関係は3.5人というカウントになってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 三和議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

最初に、臨時職員の増ということで、財政の健全化計画との整合性についてどういう考えかというご質問だったと思いますが、まず、この件につきましては、先ほど市長がお答えいたしましたように、本市では、人件費の抑制につきましては財政健全化計画の実行プログラムでも示させていただいており、人件費の抑制に取り組んでおりまして、職員の適正化計画を定める中で18年から22年の間、36人の純減計画を立てまして、今現在、取り組んでおります。そうした中で、この目標につきましては22年度で422人にしていこうというようなところで取り組んできたわけでございますが、既に21年度

におきまして419人ということで、予定しております目標年次よりも早くこの目標が達成できるということで取り組みを進めてきておるわけでございます。

そうした中におきまして、引き続き正職員のそうした抑制を図るために嘱託職員あるいは臨時職員につきましては、その業務の性格等々を判断いたす中で必要に応じて採用計画を立てておるものでございます。

特に今回ご指摘をいただいております29人の増という、21年度予算におきましてはそういう形で予算を上げさせていただいております。これにつきましては、来年度におきましては選挙の関係あるいは指定統計の関係がかなり多く事務として進めていかなければならないということで、この分で約420万円の増ということになってございますし、また、幼稚園での障がい児加配、あるいはまた、放課後子ども教室、そうしたことによりまして約860万円の増ということで見込んでございます。また、逆に減少しておりますのは、育休職員の代替などで臨時職員の経費を280万円減、あるいはまた、文化財の発掘調査の減で350万円を減額しているものが主なものでございます。こうしたことで約218万1,000円がこうした事業に伴う増加の要因であると考えております。

次に、指定管理の関係のご質問でございますが、まず、個人情報扱いは適切に行われておるのか、管理はどうかということでございます。この件につきましては、私どもの方にそうした問題については直接聞いておりませんので、適切に管理はされておるものと考えております。

それから、2点目につきましては、各指定管理者の市への活動報告、事業報告についてでございますが、これにつきましては、当然、指定管理者につきましては、毎年度終了後、公の施設の管理の業務に関する事業報告書を作成して施設を設置する市の方に提出をしなければならないという地方自治法上の規定がございますので、このとおり、市の方に報告をされておるといふふうに考えておるところでございます。

それから、課題についてどうかということでございますが、現在、課題につきましては、特にこの制度の趣旨につきましてはコストの削減あるいは市民サービスの向上ということでございますので、まだまだコストの削減の面におきましては一層の努力が必要ではないかというふうに考えております。それと、市民サービスの向上の面におきましては、それぞれの指定管理者が十分に市民ニーズというものを一層把握する必要があるということと、現在、それぞれの施設におけます貸し館の時間、あるいはまた事業内容、こうしたものにつきましても見直しをしながら利用者の要望に対応していく必要があるということも考え

られます。

それと、一番大きな課題といたしましては、この制度導入の見直しということで、平成21年度におきまして4年間の管理委託が期間満了となります。そうしたことで、この間の、制度導入から今日までのそれぞれの施設の運営状況等の検証を十分に行う必要があるかというふうに考えております。

それから次に、元市役所の職員で、それぞれ文化スポーツ事業団、それから社協、またシルバー人材センター、ここへの職員でございますが、三和議員がおっしゃっていただいたとおり、文化スポーツ事業団には5名、それから社会福祉協議会には2名、また、シルバー人材センターには2名と合計9名が、今、担当をさせていただいておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 三和郁子君。

○18番（三和郁子君） ちょっと済みません、答弁漏れがあります。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。

（午後2時33分 休憩）

（午後2時35分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

三和郁子君。

○18番（三和郁子君） じゃ、再々問に入らせていただきます。

この広報紙からですけれども、市政運営に関してですが、平成21年度の嘱託臨時職員募集のところに、市民はこの応募をされてはおられるのですが、また同じ人が応募されている、あるいは知り合いの方が何か入っていたというふうなことが毎回聞かれるのです。確かに私もそのように受けとめておりました。ただ、この募集の中には臨時職員は半年あるいは1年ですよ、嘱託職員は1年契約ですか、毎年採用ですか。そういうことが市民にはわからないのです。毎年毎年、募集はするけども、そこに入らないということの声をよく聞くのです。この臨時職員の募集、この出し方が悪いのではないですか。市民にはわかりにくいのだと思います。今回もこれ、二百四十何名とかなりたくさんの方が臨時と嘱託で入っておりますが、毎年応募しても毎年だめ。決して私から見て、その方が不適任な方ではないというふうに見えるのですが、これはやはり更新が2回できるというところをはっきり市民に知らせて、また、臨時は毎年採用していますよということなんかをこの

募集の中に入れていないことには、市民の疑念は払えないと思います。これは一考願いたいと思います。

ジェネリック医薬の件ですけれども、功罪とかいろいろとございますけれども、病院で医師にジェネリック医薬の変更を依頼するにはなかなか勇気が要ることなのです。薬剤師さんからお聞きしたことなのですが、今もらっているお薬は適当なジェネリック医薬があるのかについて相談してみるといいですよということなのです。この薬はかえても支障がない、また、この薬はかえない方がよいのではなどと、そういうアドバイスもいただけるそうなのです。このことによりまして、今の処方薬の位置づけがある程度はつきりし、病院でジェネリック医薬への変更相談がしやすくなるのではと考えます。患者さん、お医者さん、そして薬剤師さんの連携を施策として進めていただきたいというふうに思います。これはなかなか患者さんからは、ジェネリック医薬にかえてほしいとか、説明はお聞きしにくいところがございますので、もっと野洲市の方からも施策としての推進をしていただくようにというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

アスベストの、これは健康に重大な影響を及ぼすものですよね。石綿障害予防規則や廃棄物処理法の関係法令に基づきまして速やかな撤去計画が必要かと思います。今の例題を何点か、この20年あるいは21年に、集中改革プログラムによってまた考えていくというような今のご答弁でしたが、このことにつきましては、やっぱり人体に及ぼすことですので悠長なところでいてはいけないというふうに私は考えます。

指定管理者制度ですが、22年度から2期目に入るわけですね。検証はこれからだというふうに言われましたが、この4年間、やはりPDCAサイクル、これは行政も私たち議会もよく使う言葉なのですが、これはやはり毎年毎年検証すべきだと思うのです。これからは遅いと思います。

今度、この指定施設の選別、選定と公正な公募の中で検討委員会が設置されると思うのですが、これにつきましても庁舎の中での委員会になるのでしょうか。やはりこの件に関しても、個々の施設にはかなりの温度差がございますので、やはりしっかりした中での検討がされることを私は希望いたしております。

今後、(仮称)集中改革プラン、これが。

○議長(河野 司君) 三和郁子君、時間です。

○18番(三和郁子君) 残念。しっかりした集中改革プランを期待いたしております。

○議長(河野 司君) 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、三和議員のご提案かと思いましたが、一応、総括的にお答えさせていただきます。

集中プログラムですべてができるわけではございませんでして、順不同ですけども、水道事業も、石綿管については安全と経営を見ながら的確にやっていきたいと思っています。それとあと、ジェネリックについてはおっしゃるとおりで、薬効が同じであれば、当然、ジェネリックを使ってもらった方がいいわけで、そのあたりの情報提供は、当然、市民、患者さん、そして薬局、医師、きちっと伝わるようにやっていきたいと思っています。これまで余り方針が明確ではなくて、ご提案があったら何とかということでしたので、もう一度、野洲市としてジェネリックの位置づけをどうするのか、国の方針もありますし、市の考え方も整理した上で対応策をさせていただきたいと思っています。

それと、職員ですけども、冒頭、私、申しあげましたように、野洲市の場合、かなり無理をしまして、正職員を減らす方向で来ていて、その分を嘱託職員さんや臨時職員で埋めると。結局はこちらであったものを減らしたけれども、こちらへ出てきているという、そういう部分があります。ですから、本来仕事のやり方に見合った体制がどうなのかというのを出した上でやらないといけないと思っていますけども、何が何でも定数削減しようという方針があって無理をしている部分があると思っています。

実態を見ますと、忙しい人がかなりいるとともに、そうでないところもごく一部あると思いますけど、基本的には忙しくしています、生産効率がどうかはまた別なのですけども。ですから、そこを改めるとともに、本来、正職員で位置づけるものについては、説明を果たした上で適正な職員にしないと、慢性的に臨職さん、嘱託職員さんでやってしまうということになると思っています。

それと、今回は、さっき総務部長が説明しましたように、選挙ですとか、あと、子ども教室がどんどん膨らんできている、そこでの対応があります。学童の場合は社協に指定管理者で委託していますから出ていませんけれども、本当はああいうところでも実際は出てきているわけです。ですから、総合的に定員のあり方を見直していきたいと思っていますので、しばらくちょっとお時間をいただきたいというふうに思っています。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 三和議員の再々質問にお答えさせていただきますが、最初に、広報によります臨時職員の募集のあり方といいますか、出し方が少しわかりにくいという

ことをございますので、私ども、もう一度、市民の方々にもわかりやすいものというふうに内容等をもう少し検討、研究をしていきたいというふうに考えております。

それから、指定管理のそうしたチェックというのですか、これはやはり毎年検証ということをご指摘をいただいております。当然これは、先ほどもご質問にお答えいたしましたように、指定管理者については市の方に事業報告をする義務がございますので、当然、所管する原課がございますので、例えば文化スポーツ事業団ですと教育委員会が所管しておりますので、そうした中で、本来の制度の趣旨・目的にかなっておるのかどうかということは、今後についても十分、それぞれの所管課で対応を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

答弁漏れがございました。

指定管理の委員会で外部委員を入れるのかということをございますが、これにつきましても、やはり外部の民間の方々のご意見も十分賜りたいというところから、参画をいただくようにしてまいりたいというふうに考えております。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。

再開を3時10分にいたします。

（午後2時47分 休憩）

（午後3時09分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7号、第11番、藤下茂昭君。

○11番（藤下茂昭君） 第11番の藤下茂昭です。本日の一般質問も、私の後が最後のようにございますから、皆さんも大変お疲れと思っておりますので、早速、本題に入りたいと思います。まず最初に、本市におきます土地区画整理事業の推進について、次いで、指定管理者制度等の運用について質問いたします。

まず1点目が、本市の土地区画整理事業の推進についてであります。

野洲市のまちづくりは、既にご承知のとおり、新しい野洲市の総合計画、都市計画マスタープランあるいはまちづくり基本条例等におきまして、人と環境との調和を図りながら本市の振興、発展を図ることが策定されているところであります。市長は今議会の施政方針の中で、企業誘致や農業を基盤とする既存の産業振興を図るとともに、市街化区域の拡

大に向けた構想などを表明されているところでございます。また、代表質問に対しましても同様の回答をされたものと理解をしております。

しかしながら、新年度予算の中では中畑・小篠原土地区画整理事業への助成のみの計上でありまして、市街化区域整備関係の新規予算が計上されておられません。すなわち、これまで市街化区域整備の計画をスタートしておる市三宅地区あるいは大津湖南地域都市計画の特定保留区域となっております西河原・小比江地区の土地区画整理事業は新年度では予算に計上されていない状態であります。

ちなみに、この西河原・小比江地区の区画整理事業は、ご案内のとおり、平成13年から旧中主町で取り組んでおりましたが、市町村合併の大波にのみ込まれてしまい、大津湖南都市計画の特定保留区域とされてきましたが、合併後、平成18年に計画作業を再開し、昨年度に地権者の組合設立の立ち上げ準備を終え、既に昨年秋からの測量調査も終了し、計画図の原案が策定され、地元の役員に説明を済ませまして、近々、さらに意見を聞くということになっております。

現今の経済状況は世界的に危機的状況でありまして、先行き不透明な時期であることは否定できません。しかしながら、にぎわいや活力のあるまちづくりを将来に向かって進めるためには、中断をすることなく継続的に推進することも必要であると考えております。

そこで、本市の今後の市街化区域の整備に対する方針、あるいは施策の推進について市長以下、各関係者の的確な回答を求めたいと思います。

次に、第2番目として、指定管理者制度等の運用について質問を行います。本件につきましては、先ほど三和議員が質問をされましたが、できるだけ重複しないように質問をしてまいりたいと思います。

ご承知のとおり、指定管理者制度は平成15年9月の地方自治法の改正に基づいて、本市でも公共施設の管理運営を民間の企業あるいは団体に行わせることとなったものでありますが、現在、本市では53の公共施設が指定管理者施設となっております。これらの公共施設は、例えば比較的最近に建設されましたシルバーワークプラザあるいはなかよし交流館のように、その建設には多額の税金が使われたものがあり、各施設では、さらに毎年の指定管理料や運営費、助成金、補助金など多額の税金を投入しているものであります。

こうした公の施設は第二の行政機関と言ってもよく、公共性の上から市役所の庁舎と何ら変わるものではありません。本市の指定管理者施設は、施設や物品の適切な管理、費用の効率的な使用、あるいは職員の採用、配置、任用などの人事管理、さらには職員の能力

開発、研修など指定管理者施設を管理運営する上に欠かすことのできない重要課題だと考えますが、その現状を伺います。

また、市の監査委員や外部評価による指摘についても伺うとともに、それをどのように受けとめて、あわせて、どのように解決すべき課題を持っているのか、また、課題の解決策についても伺います。

以上、質問いたしました土地区画整理事業と指定管理者制度等の2点につきまして、市長、それから関係部長の的確な回答を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、藤下議員の第1点目の、土地区画整理事業の推進についてのご質問にお答えさせていただきます。先の豊政会の代表質問に対する答弁と一部重複するところがございますので、その辺は割愛をさせていただきます。

野洲市は、山と田園と琵琶湖、それと野洲川、日野川、天地の恵みがございます。また、交通の利便性がよいことから、積極的に企業誘致を図っており、発展してきたところでもございます。また、今後も大津湖南地域の都市圏としての発展の一翼を担う重要な役割がございまして、このことから、多くの課題はございますけれども、にぎわいと活力のあるまちづくりについて、より具体的に、より積極的に進めたいと考えております。

つきましては、厳しい財政状況ではございますけれども、野洲駅近郊をはじめとした区域区分の拡大、あるいは他の手法も検討しながら、野洲ならではのまちづくりが将来に芽が出るよう、適正な土地利用と基盤整備により、一層の発展を目指していきたいと思っております。

なお、特定保留区域の西河原・小比江地区土地区画整理事業につきましては、平成20年度で実施しております測量等概略設計をもとにした事業内容につきまして、地権者の同意状況や、現下の経済情勢で住宅が果たして張り付くか等の、事業化の見込みについて総合的な見極めをした上で地域の皆さんと合意形成を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、回答といたします。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） それでは、藤下議員の指定管理者制度等の運用についてのご質問にお答えいたします。

指定管理者制度につきましては、公の施設の運営に民間の柔軟な発想やノウハウを取り

入れ、サービス水準の向上を図るとともに経営的感覚を導入し、管理等のコストを削減することを意図した制度でございます。

ご指摘のとおり、管理手法が変化いたしましても、行政サービスである以上は公平かつ公正に市民本位のサービスを提供していかなくてはならない点におきましては、市が行うその他のサービスと何ら考え方が異なってよいものではないと認識しております。

そうしたことから、市が、現在、協定を締結しております公の施設におきましては、それぞれに工夫を凝らしながら経費の節減の面とあわせまして、市民サービスの向上に向けて取り組んでいただいているものと考えております。

議員よりご提起いただいております各課題につきましては、平成21年度におきまして、市民、利用者の当該施設のサービスに対する声を基準にいたしまして、また、個々の指定管理者の評価、さらには当該施設に対する指定管理者制度適用の妥当性の評価にまで踏み込んで検証いたしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 藤下茂昭君。

○11番（藤下茂昭君） 再質問をいたします。

区画整理事業については、大筋では今答弁をされたようなところなのですが、この土地区画整理は2年や3年でできる問題ではないということは理解されていると思います。普通の組合施工でも、大体、短くて五、六年、それから、長くかかれば10年ぐらいかかるというふうな例もあるわけです。

指標としまして、例えば組合施工の場合でも、地権者が組合設立をいたしまして、それから同意書あるいは業者の選定等に、これでも二、三年かかりますね。あと、換地設計だとか仮換地、これでもあと一、二年はかかります。それから、工事に入るのが3年ぐらいかかると。それから、換地をしましていろんなことをやっていると、最終的な換地処分、土地建物の登記だとかそういうことをやりますと10年近くかかるのではないか、そういうことが今までの土地区画整理の経験でありますし、また、本市におきましてもそのような時期は、この14.5ヘクタールでは当然必要だろうというふうな説明でありますし、我々も過去の経験からそうしたことを考えております。

したがって、今では社会的な恐慌だとか、あるいはまた、100年に1回の経済不況だとか、そんなことは言うておりますけれども、今この際にそうした区画整理事業というものを一旦中断いたしますと、もう一度もとに戻して、それからまたスタートという

ことになりますと、次の経済の回復をしたときに、この野洲市において新たな住宅地を開発する、あるいはまた、その他の施設を持ってくるというようなことになると、またまた計画をやっていますと、次の10年間でまた不況になるというような、言うなら悪いところ回りになります。ですから、この不況のときこそ、一旦立ちどまってということがありますけれども、同じ場にとどまるのではなくて、足踏みをしながらでも進めていく、一生懸命でなくても足踏みをし、進めていくというような方法でもってこの事業を推進する必要があろうかと思うわけです。

せんだっても、NHKのラジオでPHP研究所の所長が、松下幸之助さん、皆さんもご承知のとおり、パナソニックの創業者でございますが、生前にこんなことを言っておられたということでもあります。人間、調子がよくて一生懸命走っているときは先ばかりを見ていて周囲のことがわからない。ところが、一旦調子が悪くなって、少しゆっくりと走るようになると左右も見える、こういうことなのです。だから、むしろこの不況のときには周囲や足元をしっかりと見つめて商売なり事業を継続することが大事だというふうなことを生前語っておられたと。こういうことでありまして、この区画整理事業、息の長い事業でありますから、当然そうした、立ちどまるのではなくて、足踏みをしながらでも進めていくということが大変大事なことではないかというふうに思います。そうしたことで、一つ、せっかくこうした事業が地元民のいろんな意思を結集してやろうかということになっております。大変、経済状況の不透明な時代ということで先ほども申し上げました。ですが、将来のことを考えながら、一つ総合的な判断を下されて、そして、この事業を将来の野洲市のまちづくりのために生かしてもらいたい、そんな思いでありますので、改めて所見をお伺いしたいと思います。

それから、指定管理者制度ですが、先ほど三和議員の関係のところでも理事者の方から回答がございましたが、指定管理者の一覧といいますか、それがちょっと手元にありますが、まず、指定管理の施設、これが、先ほど53と言いましたが、学童保育所、コミセン、なかよし交流館、そうしたものを除いた平成20年度の予算額というのが5億4,547万5,000円ということでもあります。これは、平成17年度、指定管理者制度が発足する直前の17年度の、いわゆる委託料に比べまして3,900万ほど多かったわけです。それに対して、平成21年度の予算額は5億4,465万2,000円ということで、わずか800万円ほど減っているわけなのですが、それに対しまして、学童保育所だとかコミセンなかさと、ひょうず、なかよし交流館、そういうものが新しくふえておりますから、

その中で、今言いました学童保育所、コミセンなかさと、ひょうず、なかよし交流館、この経費が本年度の予算では3億6,177万3,000円ということで、都合約9億600万円という金額でございます。トータルとして昨年度よりは若干、1,500万ほど減っているわけなのですが、それにいたしましても、実は中身が問題だというふうに思います。

その他に、この指定管理者制度に対しましていろんな助成金、補助金、負担金や、そういうのを支出されております。このことは去る10日の議案質疑の中で本田議員が申されました。いったい幾らなのかということで、若干聞いておりますけれども、この指定管理施設の合計をトータルいたしましても3億円以上のそうした経費が出されておりますし、これは今の予算資料の中から出ただけでもそれだけあるわけですが、そうしたことで、もう一度この指定管理者施設の予算的な全体像というものを、再度、明示していただきたいと思っております。

それから、助成金、補助金、そうしたものの資料を全員に配ってほしいという本田議員の話でございましたが、それに対して出すような回答をされておりますが、いまだ私どもの手元にはそういうものは届いておりませんので、再度、ご提出をお願いしたいと思っております。

あと、先ほど三和議員の方からもありました、OBの出向といいますか、そうした指定管理施設への天下りと言ったらちょっと語弊がありますか、定年前に退職された職員が9名行っておられるということで、これは19年度と20年度は変わりはないということなのですが、そうした方々の新しい指定管理者施設での勤務、それから、部下の職員に対するいろんな指導、それがどのようにになっているのか、それもちょっと聞いておきたいと思っておりますし、それから、こうした指定管理施設の職員の数、これもちょっと一遍聞かせて下さい。OBの職員が9人でしたが、一般職員が何人、それから、嘱託や臨時が何人ということで、ちょっと出していただきたい。今もらっているのは市のOBの職員が出向なのか、就職しております文化スポーツ事業団、シルバー人材センター、社会福祉協議会、こうしたところの職員だけでも正規の職員数と嘱託職員数を合わせて75人ということでございますので、言うなら、市役所の正規の職員の15%ですか、それぐらいの職員がいるわけなのですが、そうした職員の数からいいたしましても第二の行政機関だというふうなことを申し上げておりますので、そうした職員構成についても、再度、資料をお出しいただきたいというふうに思います。

そういうことで、一つよろしく回答をお願いしたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 藤下議員の再質問のうち土地区画整理事業についてお答えいたします。

当該区域の土地区画整理事業に関しましては、来年度は予算がございませんが、これは休止とか中止とか、とめたわけでは一切ございません。むしろ早くやって下さいということで、今年度後半、私が就任してから督促をしています。

ただ、課題がございまして、今年度の調査がまだ完全に完了していないと思っています。それと、かなりの調整池を設けないといけない。そうなると何区画とれるのか。減歩率がどうなるのか。そのあたりを見て、地権者の方々が最終的な意思決定をされるというふうに伺っておりまして、あと、組合施工でやるのか。組合施工の場合は、今、議員がご指摘のように本当に10年、十数年かかるということもありますし、市の財政支援が、この十数ヘクタールということになれば、これまでにない規模で相当額に上ります。それに関しても、これまで一切、市の財政の中での計画、プログラム化がされてきていません。とりあえず今年度、何か調査をしようということで調査費が計上されているわけで、本来その場合、組合施工でやられるのであれば、通常ですと、恐らく2桁の億の市からの助成が必要だと思います。その覚悟の上で今年度の調査がされていません。

ですから、地元の問題と市の財政の問題で見通しが無い、最終的な地域の方の意思決定も完全にすべての地権者の方が同意をしておられるわけでもないということで、私が予算を付けなかったのではなしに、現場から予算が上がってきておりません。ですから、ぜひ、地域にあってももう少しきちっと整理をしていただいて見通した上で、一緒に、共に、手法も含めましてお話をさせていただきたいと思っておる次第でございます。

ついでに、先ほどの野洲駅の南口の整備についても全く一緒でして、まち交で予算といいますか、国の支援をもらうということで進んできていました。私は、デッキのあり方や機能だとか安全性で疑問を呈してはいましたけども、これに関しても、国の方からもあの計画と今年度の調査では不十分だと、あわせてそういう指摘があつてとまっているものであつて、これも私がとめただけではとまっていません。ですから、誤解のないようにいただきたいと思います。

旧中主からのそういう課題でしたので、私としては経済性と市の財政にきちっと組み込まれるのであれば、それと、今、議員ご指摘のように、今の経済状況下で整備した土地が

きちっと計画どおり売れるという見通し、いわゆる経営見通しが明らかになるのであれば、これはまた補正でも対応させていただきたいというふうに思っております。

それとあと、いわゆる退職職員の処遇でございますが、詳細についてはまた総務部長からお答えしますけれども、私も問題意識は持っておりますが、過去、それぞれの方に一定の約束がされて配置されているということがございまして、それはそれで尊重もしないといけませんので、双方ご理解いただく形の中でいろいろ問題をご提起いただいておりますから、ご提起に沿うような形も合わせながら考えて、いい解決策を見出していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） それでは、藤下議員の再質問にお答えいたします。

最初に、21年度の指定管理に関します予算の全体像でお聞きいただいております。

21年度予算で申しますと53施設すべての指定管理料につきましては5億4,465万2,000円でございます。それから、この中から、いわゆる制度導入後にできました施設でございます学童の関係、あるいはコミセンの関係、なかよし交流館、この関係についての管理料につきましては1億8,287万9,000円でございます。先ほど申し上げました5億4,465万2,000円のうち、今の学童、コミセン、なかよしが3つの施設でトータルしますと1億8,287万9,000円ということでございまして、差し引きが、いわゆる制度導入以前からある施設、17年度以前からある施設の総委託料については、この差し引き分で3億6,177万3,000円という予算の内訳になってございます。

それから、それぞれの施設、文化スポーツ事業団なり、またシルバー人材センター、社会福祉協議会の方にOB嘱託職員が配置されておりますが、その中でのそれぞれの施設の部下の指導なり訓練はどのようにされているのかということでございます。当然、このそれぞれの施設の中での職員の能力開発や、あるいはそうした研修面、こうしたことは本当に市民のサービスの向上あるいは経費のコスト削減、こうした面で大変重要な課題であると認識しております。そうしたことで、当然、資質の向上なり住民サービスの向上に向けて、指定管理者の中において中心的に職員なり部下につきまして研修なり能力開発について計画的に実施をしていただいております。

具体的につきましては所管します各所属の部の方から後ほど補足で回答をお願いしたいと思います。

それから、施設ごとの職員の人数でございますが、まず文化スポーツ事業団におきましては31人でございます。そのうちOB嘱託職員が5人おります。それから、シルバー人材センターにおきましては7名でございます、うちOB嘱託職員が2名おります。そして、社会福祉協議会におきましては37人ということで、うちOB嘱託については2人ということでございます。

それから、議員より要請のございました補助金、交付金の一覧表につきましては明日お渡しさせていただくということでお願いしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、藤下議員の教育関係機関の中で指定管理委託をしております施設につきまして、職員の関係でございますけれども、もう少し詳しく述べさせていただきます。

まず、文化スポーツ振興事業団の方は、先ほど総務部長の方から合計で31名と言いましたけれども、臨時職員が3名おられまして、含めると34名でございます。もう一回繰り返しますと、平成20年4月現在で、プロパー職員は16名、嘱託職員が15名、臨時職員3名、合計34名となっております。

このうち、いわゆるOB職員と言っております、以前、旧町や本市の職員であったものが5名ございまして、事務局長、事務局次長、総合体育館の館長、河川公園の公園長、そして、公民館の副館長と、管理的な役職についておられまして、部下の指導にあたっていただいております。この中で、事務局長と事務局次長は事業団の常務、役員となっております。

また、社会福祉協議会の学童保育所の運営にあたっていただいている職員につきましては、平成20年度で嘱託職員が26名、臨時職員が35名、合計61名でございます。当然この中には、いわゆるOB職員はおりません。

そして、なかよし交流館につきましては、NPO法人の野洲ハンディキャップスポーツクラブワイワイ21というところに委託しておりますけれども、嘱託職員が3名、臨時職員が1名でございます。OB職員はおられません。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、藤下議員の質問の中で社会福祉協議会に

関します職員数についてお答え申し上げたいと思いますけども。

社会福祉協議会は、現在、中主ふれあいセンターと老人福祉センター、野洲のデイサービスセンター、この3カ所、今、学童も申しあげましたけど、指定管理として受けております。職員数としては、先ほど総務部長が申しあげましたけれども、臨時職員等が入っておらなかったということで、全体では、今の教育部長の学童も入れまして、これは3月1日現在ですけど、162名の職員で、OBとしては社協の常務と局長の2名が勤務しているということでございます。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 藤下茂昭君。

○11番（藤下茂昭君） 再々質問ですね。

今、指定管理施設の人員等について説明をいただきましたが、この資料の中で若干抜けているもの、それから、もう少し補足をしなければならないもの、そうしたものがございまして、これは、先ほど、あした出すということですが、改めて精査をしてお出しいただきたい。ちょっと要望しておきます。

それではよろしいな、これではちょっと不十分ですから。

それから、区画整理については、先ほどからも言うておりますように、これは我々の方だけで解決できるものではありませんし、そうした外的な要件が特に重要な原因になってまいりますので、性急なことは申しあげませんけれども、そうした中においても将来のまちづくりを見据えて進めていただきたい、そういうことであります。

例えば今の野洲の駅前だとか野洲病院だとか野洲の小学校、大変、5万人のまちとしては貧弱なものでございますし、野洲病院も耐震化がまだだということも聞いておりますし、野洲小学校にいたしましても、あれだけの規模の学校で100メートルの運動場がとれないというようなことでは困りますし、そうしたこともあわせて、この地域に、例えば野洲病院を移転するとかそういうことになれば、あと、小学校の用地の確保や、あるいはまた、あそこを売って新しいものを建てると。そういう新しいまちづくりの構想というもので自ずと新しいまちづくりができるのではないかと、そんな思いでございますので、そうしたこともあわせて今後ご検討いただきますよう要望しておきたいというふうに思います。市長、何かコメントがございましたら最終的によろしく願います。

それから、指定管理者ですが、これ、外部監査ということも言うておりますけれども、それまでに、うちには監査委員会という組織がございまして。監査委員が民間から1人と議

会から1人ということで、あと、監査委員会の職員も常時2人ないし3人おられますが、そうした中で、まず自分の身内の方からでもこの管理についてチェックをすべきではないか。先ほどもちょっと言われましたが、いろんなことを毎年チェックすべきだというふうなことでありましたけども、まず、監査委員会でどのような監査を受けておられるのか、内容はどうなのか、そこらあたりはどうなっていますか。

私も1年間、監査をさせてもらいましたが、合併当時でございましたので問題がたくさんありましたので、そういう団体はまだ指定管理を受けておりませんでしたので、そうした中で外部といいますか、そういう外郭団体には踏み込んでおりませんでしたけれども、そうした監査委員会の機能というものをどうして発揮していくのか、内部チェックはどうするのか、そしてまた、この本会議には、私のときは監査の事務局長が座っておりましたが、いつの間にか出ておりませんが、そうした監査委員会の機能というものをもうちょっと発揮してもらって、まずは内部の方からでも監査をしてもらいたいと思いますし、また、先ほどから言われております外部評価委員会、これももうちょっとしっかりと機能していただいて、厳しい評価をしてもらいたい、そんな思いでございます。

それからもう一つ、指定管理施設について職員の勤務管理、これも、ただ働け働けということではありません。やっぱり適当な休養と、それから訓練といいますか、そうしたことがうまくいきませんと、言うなら、働く、それから能力を出すという意欲がそがれますね。だから、そういう健康管理あるいは勤務管理についてもきっちりと法律違反にならないような配慮もしていただきたい。あわせて申し上げておきたいと思います。

まず監査制度について現状と問題点、あるいは今後の方針についてお伺いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 藤下議員の再々質問にお答えさせていただきます。

土地区画整理事業につきましては、今ご提案いただいたようなことまでは余り考慮に入れておりませんので、いわゆる住宅地開発ということでお聞きしておりました。公共施設あるいは公的な施設の立地ということも視野に入れてということであれば、ちょっと現状ではまだ白紙でございます。

ただ、野洲病院については耐震対策の課題はありますけども、いわゆる法人病院といいますか、医療法人の民間病院です。市はいろいろ支援をしておりますから、ある程度、経

営状況はわかりますけれども、今の経営状況でなかなか新たな立地というのは、市が判断する限り難しいと思っております。

ただ、総合的に、今ご指摘の地域がよくなるということは必要だと思っておりますので、公共施設、公的施設に限らず、できるだけいい形で展開ができるようには一緒に考えさせていただきたいというふうに思っております。

それとあと、指定管理者の監査につきまして、詳細はまた部長の方からお答えしますが、監査については監査委員事務局という独立機関ですから、こちらがお受けした内容についての評価について、部長の方からお答えさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 藤下議員の再々質問にお答えいたします。

まず、この指定管理者の管理運営に関しての外部評価でございますが、指定管理の関係につきましては今のところ、そこまで外部評価の点まで入っておりませんので、今後また検討させていただきたいと。

それから、この監査の状況、どのような監査をしているのか、内容はということでございますが、基本的には指定管理者の監査につきましてはそれぞれの、例えば文化事業団ですと、そこに監査委員がおられます。そうした各団体の中の監査委員により監査をされているというふうに聞いております。ただ、本市の市の監査委員におきましても、毎月、各関係課所属の定期監査がございます。そうした中で、当然、指定管理料、委託料が書類上で上がってきますので、そういうことで定期監査の中におきまして書類監査をさせていただいておりますし、仮にそうした管理運営面で問題等がございましたら、監査委員さんによります指摘なり指導をしていただいておりますものとお聞きしております。

それから、指定管理者の管理監督はどのようにということでございます。これにつきましては、先ほど申し上げました、監査のそうした指摘もございますが、指定管理者に対する監督というのが地方自治法上で規定もございます。市長が施設の管理の適正を期するために、指定管理者に対しまして当該管理業務または経理の状況に関し報告を求める、あるいは実地調査、実地に調査して必要な指示を行うことができる旨の地方自治法上の規定がございます。そうしたことで、今後この法にのっとり、そうした指定管理者に対する監督についてはそのような方向で今後も関係する所属部署の方からお願いしていきたいというふうに考えております。

それから、指定管理先の職員の業務管理につきましては、今後また、それぞれ所管いた

します所属の方からそうした面につきまして、指定管理先に指導をしていくように調整してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、通告第8号、第14番、中田幸子君。

○14番（中田幸子君） 第14番、中田幸子でございます。私の方は子育て支援と高齢者福祉についての質問をさせていただきたいと思っております。

市長の平成21年度の施政方針にも示されております子育て支援、高齢化対策についてはますます必要性が高まってきている課題でございます。解決に向けての取り組みを期待するものでございます。

少子高齢化の進行により最も影響を受けるのは子どもと高齢者自身ですが、その家族にも大きく影響されております。子育て中の親や保護者、そして高齢者を見守っている家族は、近年の核家族化の進行や近隣関係の希薄化の中で育児不安や介護不安等を抱く傾向がふえております。また、働きながら子育てしている人のためには多様で弾力的な保育サービスの充実や、職場、家庭、地域における子育て支援はまだ十分ではなく、今なお求められているのが現状でございます。そして、家族による介護機能が低下する中で、いかに高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるかという課題も出てきており、高齢化対策の必要性が高まっております。

このような現状から、次のことを伺います。

1点目、平成11年度より育児休業制度の導入が全事業所に義務づけられましたが、市内の事業所の現状はどうか、また、その対策はどのように進めてこられているのか。

2、一時保育、休日保育、夜間保育、病後児保育を現在実施されている施設と利用できる子どもと保護者について伺います。

3点目、留守家族の児童の平日の放課後対策はどのようにされているのか。

4点目、要介護、要支援のいずれにも該当しないひとり暮らしの高齢者の生活援助対策について。

5点目、社会福祉協議会が実施されているふれあいサロン事業は次年度、21年度より各自治会に移行されますが、現状と対策について伺います。

6点目、ひとり暮らしの高齢者や高齢者を見守れない家族の緊急時の一時預かりや入居可能な施設は準備されているのか、また、その対策はどのようにされているのか。

以上、質問させていただきます。ご回答のほど、よろしく願いいたします。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、中田議員の育児休業制度の現状、対策についてのお答えを申し上げたいと思います。

育児制度の、市内事業所の導入の現状のご質問ですが、滋賀県では毎年6月30日現在で労働条件実態調査を実施しています。町別のデータにつきましては公表されておられませんので滋賀県全体の結果であります。平成20年の調査の概要について説明を申し上げます。

常用労働者10人以上の事業所を無作為抽出により県内2,000事業所に対し調査をし、回答率52.1%、事業所数1,022事業所からの回答による結果であります。

まず、事業所における育児休業制度の有無について、75.6%が制度ありと回答しています。規模別では、従業員数10人から30人未満の事業所では75%、300人以上の事業所では95.5%が制度ありと回答し、産業別では金融・保険業で100%、飲食・宿泊業で50%となっております。

次に、常用労働者における育児休業取得率ですが、女性は86.6%、男性は1.2%となっております。女性の育児休業取得率につきましては、平成17年以降、80%台で推移していますが、男性の取得率は低い水準で推移しています。

次に、育児休業制度の啓発の進め方ではありますが、厚生労働省の政策や平成17年3月に策定いたしました野洲市次世代育成支援行動計画に基づき、育児休業制度の定着を図るため、パンフレット等の資料を配付するとともに、市広報等を通じ広報をしております。

2点目の一時保育、休日保育、夜間保育、病後児保育の実施園と利用者についてお答えを申し上げます。

保護者の保育事情に応じたきめ細やかなサービスを提供できるよう、市内保育園では日常の保育以外に、園により特別保育を実施しております。

一時保育につきましては、しみんふくし保育の家、きたの保育園、野洲優愛保育園モンチの3カ園で実施しており、受け入れ年齢、1日の利用人数や利用料金は園により異なりますが、就学前児童を対象として保護者の就労、未就労にかかわらず利用していただけます。

休日保育につきましては、しみんふくし保育の家、野洲優愛保育園モンチの2カ園で実施しております。

夜間保育につきましては、本市では実施園はありませんが、しみんふくし保育の家にお

いて24時間保育を実施しております。

病後児保育につきましては、野洲第三保育園、1カ園において実施しております。在園児の体調不良児を対象とし、月平均5人程度の子どもを看護しています。配置している臨時看護師は市内公私立保育園の園児の健康指導にもあたっております。

3点目の放課後対策につきましては、留守家庭の児童の放課後対策といたしまして、学童保育所と放課後子ども教室を連携して運営することにより、少しでも待機児童が出ないよう対応しているところでございます。

4点目の、ひとり暮らし高齢者の生活援助対策につきましては、緊急通報システム事業、配食サービス事業、ひとり暮らし等高齢者の自立生活支援事業、これはヘルパーの派遣事業ですが、を実施しております。

5点目のふれあいサロン移行に向けての各自治会の取り組み状況につきましては、平成19年度で27自治会でしたが、昨年4月よりサロン開設に向け準備をいただいた結果、21年2月現在では37自治会で自主的なサロンを開催いただけるようになりました。4月以降の支援策としましては、実施いただける自治会とすぐにできない自治会とがあることから、経過措置としまして社会福祉協議会にサロン窓口を開設、指導員2名が自治会サロンのコーディネーターとしてサロン運営の相談、地域に出かけ、開催の支援を行ってまいります。

また、すぐに着手できない自治会からの要望があれば、出前サロンやリーダー講習会などの開催、講師やボランティアサークルなどを紹介したマニュアルを作成するなど、サロンが円滑に移行できるようバックアップしてまいります。

6点目の、高齢者の緊急時の一時預かりにつきましては、要介護・要支援認定を受けておられる方につきましては、施設の空き状況にもよりますが、短期入所によって、一定、対応できるものと考えております。

一方、要介護・要支援認定を受けておられない一般の高齢者につきましては、緊急時の受け入れ施設は制度上ないことから、今後も国、地方自治体で整備されることはないと考えております。このことから、一時的に保護が必要となった高齢者の方につきましては、地元民生委員と協力し、支援してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 中田幸子君。

○14番（中田幸子君） 再質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初の育児休業制度のところについてでございますけれども、今ご答弁いただきましたパーセントですけれども、野洲市内の事業所においてはわかりかねるということで、県の方ですね、それで、今やっているところが75.6%とっていただいたのかな。あと、職業別におかれると100%のところと、飲食、宿泊関係が50%だったということ、それから、女性の方で取得されている、要するに使われているという方が86.6でしたか、それから、男性が1.2%ということでございますけれども、男女共同参画とはいえ、やはり男性の方が育児のために休業をとるというのはまだまだ難しい今の世の中の現状かなというのを感じさせていただきました。

それから、野洲市内の事業所でわからないのであれば、例えば市職員の間で、もしデータの中でわかればお伺いしたいと思うのですけれども、育児休暇を、20年度、今年度はまだ出ていないと思うのですけれど、19年度で、どれぐらい取得されて、そのうちの男性がどれぐらい、女性がどれぐらい取得されたのか、もしわかればお示しいただきたいと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

それから、2点目の、一時保育が、今、3園。これは入園している人と未入園の人も利用できるとお聞きしたのですけれども、それから、休日保育、これは利用できるというのが入園している人だけなのですね、2園ということなのですけれども。それから、夜間保育については、夜間だけの保育はしていないけれども、24時間、しみんふくしの方がしているということで、一応、夜間対応はできていると理解させていただきました。病後児保育が1園されているということで、月5名程度でしたか、年間と違って月でしたね。これは第三保育園ですか。全市内に入園をしておられる方はここで病後児ができるというふうに理解してよろしいのですか。それとも第三保育園に通っておられる方のみなのか。たしか全園オーケーだったように思うのですけれども、もう一度そこはちょっと確認をとりたいと思います。

今お聞きすると、一時保育にしても休日保育を利用しようと思っても、対応できるところが偏っているのじゃないかなと。だから、私としましたら、各7学区に保育園、幼稚園等がございますので、特に保育園がありますから、学区ごとに1カ所そういうことを利用できる場所があればと思うのですけれども、これに対してはどのように考えられますか、お伺いしたいと思っております。

それからまた、就労しておられる親や保護者の方が入園できていない、その人のために、例えば短期間だけとか、週に二、三日だけ預かっていただける特定保育や、それから、保

護者にかわって園児の生活指導や食事を提供するトワイライトステイ事業というのがございますね。こういう事業に対しては、今ちょうど、いろいろ解雇されたり経済面で困っているという方のためにはこういうシステム、こういう事業は大変これから必要になってくると思うので、今までにこういうのを利用された方がおられたのか、それか、今後、もしこれをやるとしたらどのように取り組んでいかれるのかを、再度、お伺いいたしたいと思います。

それから、3点目、留守家庭の児童の平日の放課後対策についてを伺っております。先ほどお答えいただいた中で、学童保育と子ども教室で連携しながら、この前も代表質問の中にもありましたけれども、待機児童がないように、また、居場所のない子どもがないようにするということは、1人も残らないようにやると私は理解させていただいたのですが、学童保育にも子ども教室にも行けない子ども、例えば学童保育はお金がかかりますよね、一応、月謝がかかります。そのお金も、行かせてやりたいけれどもお金も払えないという子どももおられる可能性もあります。それから、子ども教室もあります、行かない子どももあると思うのです。こういう行けない子ども、行かない子どもをどのように、今後、把握し、どのように対処していくのかのお考えを伺いたいと思います。

それから、要介護・要支援に該当しないひとり暮らしの高齢者についてでございますけれども、認定が不要であっても、高齢になってくると何かと不自由になってまいります。例えば私もそうですが、たった1センチの敷居につまずいたりします。本当にもう少し年をとればもっといろんなところに支障が出てくると思います。体も頭も目も鼻も耳も皆、やはり少しずつ弱ってまいるのが高齢の問題だと思っておりますが、そうなってくると、特にひとり暮らしをしておられる高齢者の方に対しては生活の支援が必ず必要になってまいります。その高齢者のひとり住まいの方からお声を聞きますと、その利用方法がわからないという人の声をよく聞くのですけれども、いろいろの援助サービスの内容が周知されていないというのが今の現状でございます、その方たちに各戸に配られていると思うのです、そういう対応。それは各家庭に1冊ずつまとめたものが配ってあります。野洲の中ではこういうことがある、ああいうことがある、こういう利用があるというのは1冊になってあるのはわかっております、生活ブックか何かであったと思うのですけれども。でも、ひとり暮らしの高齢者の方のためにわかりやすい、一目で見てわかるような生活支援についての高齢者用の保存版の配付をされてはどうでしょうか。この考えについてお伺いいたします。

もう一つの問題点でございますけれども、地域には各民生委員さんがおられます。この

民生委員さんは高齢者対応をされているのではありますけれども、この民生委員さん、人柄もあるかもわかりませんが、大変よく面倒を見られている方と全く顔を知らないという高齢者もおられる、本当に差があると聞いております。そして、民生委員さんと高齢者が信頼感でつながっていくのが一番重要だと思っておりますけれども、今までに民生委員さんと高齢者の間で問題点が出てきたことはなかったのでしょうか。もし問題点が出てきたときは、それをどのように対処されたのか、事例がありましたらおっしゃっていただきたいと思っております。

それから、ふれあいサロンについてでございますけれども、21年度より実施される自治会が37自治会あるということですが、行政としたら全自治会で取り組んでいただけることが目標だと思います。私もそう思っておりますけれども、現実としては、自治会によってはやれない、またはやらないという自治会もあると思うのです。それには問題点がいっぱいありまして、高齢者の立場から、またはお世話をする方の立場からという諸課題がいろいろあると思っておりますけれども、このやらない、やれない自治会対応はどのようにされていくのか、そして、サロン開催の準備支援の期間は何年間まで準備期間とされるのかをお伺いいたします。

最後に、高齢者の緊急時の一時預かりにつきましては、この問題に対しては明日にでも必要性が出てくる状態でございますので、早急に対策を整えていただきたいと思っております。

以上、再質問といたします。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 中田議員の再質問にお答えいたします。

市職員の育児休業制度によります育児休業者でございますが、これの取得者につきましては、現時点での累計で申しますと31名でございます。すべて女性でございます。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（佐敷政紀君） 中田議員の再質問にお答えいたします。

病後児保育につきましては、現在、野洲第三保育園で実施しております、市内の公立の保育園の園児の健康指導にあたっております。また、21年度から祇王明照保育園で病後児保育を実施していただくことになっております。

それと、7学区で特別保育を実施せよというご質問でございますけれども、特別保育につ

きましては、現在、民間の保育所で実施しておりまして、公立の保育所で実施するとなりますと保育の収容面積、また保育士の雇用等でなかなか困難な状況でございます。

それと、特定保育につきましては、3歳児に達しない児童のいずれもの保護者が月64時間以上就労等のため、保護者と同居親族が保育をできない場合に利用できまして、保育料は園で決定し徴収、また、入所申し込みも直接園に申し込んでいただく保育サービスでございます。

野洲優愛保育園モンチにおいて、本年度から滋賀県で初めて実施しておりまして、12月末現在でございますが、11人の利用がございました。

トワイライトステイ事業につきましては、保護者の恒常的な残業などの理由で小学生までの児童を児童養護施設等でおおむね6カ月以内で午後10時までの間、保護者にかわって児童の生活指導や食事を提供する事業でございます。現在のところ未実施でございますけれども、来年度、策定いたします次世代育成支援行動計画の後期計画の中で検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、私の方から中田議員の、高齢者のひとり暮らしの方の3点ほどのご質問にお答えしたいと思います。

1点目は、高齢者向けのサービスのパンフレットというのですか、保存版の部分がなかなかわかりにくいとおっしゃって。今おっしゃっていただきましたように、おおむね高齢者サービスを全部まとめたような形のダイジェスト版を含めて、介護保険の認定を受けられる方や、また、転入いただける方につきましてはお渡ししておりますけれども、今、おひとり暮らしの高齢者という形でのご提案もございました。わかりやすい形で、少しその相手の方の状況に応じて、ひとり暮らしの方をターゲットのような、そういう形の福祉サービスというものをつくってまいりたいと考えて。ちょっとどのような形かイメージが今すぐつかめないのですが、多くの情報がある中を、分散して、それぞれの何々版という形で少し工夫してつくってまいりたいと考えております。

またもう一点、地域でお暮らしいただきますと民生委員さんとの信頼関係ということで、今、大事だということをおっしゃっていただきました。市内で107名の民生委員さんがおいでいただいて、まず第一は、民生委員さんとして守秘義務という部分が一番課せられてあるということと、個々の福祉支援、相談業務に乗っていくためには、おっしゃるよう

に信頼いただけるというのが第一でございますので、課題というのは、本当かどうかわからないのですが、ご相談申し上げたやつがどうも他の方に流れているとか、そういうご相談も市へ入ってまいりますので、その場合は、少し両方の意見を聞きながらしているというのが過去に、ここ二、三年で2ケースほどあったと思いますけれども、その都度、守秘義務というのですか、相談される、信頼されるためには個人情報というのはしっかり守っていただくというのは民生委員さんにもお願いしているところでございます。

そして、サロンのやらない、やれないという部分ですけれども、まずやっていただけるように私どもとしてはいろんなサービスメニューを持って自治会へ啓発というのか、やっていただける形で関わりを持っていきたいと思っておりますし、ただ、やらないというのか、マンションの自治会や、できた団地がまだ10年未満で、30歳前後の方が多いいいところがあると思うのですが、そういう部分につきましては、なかなかすぐには、高齢者というのをおらないということで感じていただいていない部分があると思いますけれども、徐々に広げていきたいと考えております。

まず、高齢世帯、元気で、65歳以上の方が地域で生きがいを持って多くの交流ができるように、サロンの開設へ進めていきたいと思っておりますし、経過期間につきましては、今年度と申しました、まずやってみますけれども、2年ほどかかるのかなという思いをしておりますので、よろしく申し上げます。

以上、お答えとします。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 中田議員のご質問の中の学童保育所、子ども教室の関係のご質問でございますけれども、ご質問の中で、行けない子どもと行かない子どもをどう対応していくのかと。そして、待機児童をゼロにする方策はどうかというご意見だったと思います。

まず、行けない子どもにつきましては、特に経済的な理由がメインかと思っておりますけれども、確かに引き続き学童保育所に入所される児童の中で、前年度、保育料未納であるというご家庭もございまして、数件でございまして、そのことによって辞退されたケースも確かにございまして、その他の方につきましては分納でも納付いただきまして、次の入所の許可を与えているという方向で指導をさせていただいております。それが1点。

もう一点は、減免制度が、ご存知のとおりございまして、生活保護世帯は100%の免除になっておりますし、あるいは非課税で母子家庭につきましては90%の減額をいたし

ております。その他の母子家庭の場合は20%の減額という制度がございますので、その辺でカバーをしていきたいというふうに思っております。

それと、行かない子どもにつきましては、恐らく議員、おっしゃっていただいておりますのは、行きたくないという意味かなと思うのですが、そういう子どもさん、保護者につきましては申し込みにも来られませんので、ちょっと把握が困難でございますので、容赦いただきたいと思っております。

○議長（河野 司君） 中田幸子君。

○14番（中田幸子君） 再々質問をさせていただきたいと思うのですが、育児休業の中で、企業の方では事業所に定着が図れないなと感じたのはパンフレットやら広報だけで広げていくというのでは本当に定着にならないと思っておりますので、もっと別の手段はないのか、伺いたいと思っております。

そして、就労しているということは子どもだけではない、介護せねばならない場合も出てくると思うのです、高齢化になってきておりますので。そうすると、育児休業制度、あわせて、今の高齢化時代に合わせて介護休業制度もある会社もあるかと思っておりますが、本市でこれはあるのでしょうか。先ほど、女性だけで少ない、たしか女性だけと言われましたね、31名、男性はないように聞いたのですけれども。まだこの市役所では男性は休みづらいのでしょうか。男女共同参画をやっておりますので、率先して男性も休めるような指導をしていただきたいと思うのですが、再度、本市で介護休業もされた方がおられるのか、それから、企業に対しては育児休業制度にあわせて介護休業制度も一緒に啓発していただきたいと思うのですが、別の手段はないのか、考えられないかをもう一度聞いておきます。

それから、2点目の方ですが、トワイライトステイ事業で、児童養護施設で6カ月間預かれるということは、これは毎日預かれる、この児童養護施設というのはどこで設定されているのか、私がちょっと知らないのかな。

それと、特定保育については、モンチさんが21年の4月から県下初めて。2園ですか。でも、1カ所ですよ、やられるのですね。これをどんどん広げていただけたらと思います。

そして、特別な保育に対しては、先ほど言いましたように学区の中に1園ずつできるようにしていただけるように仕組みづくりを取り組んでいただきたいと思っております。

それから、留守家庭の方は、先ほど、行けない子どもに対しては経済面の減免とかの対

応をしていただいくということですが、行かない子どもは、例えばスーパーとかで遊んでいる姿を見ます。だから、非行に走る可能性も見受けられるということになるのではないかなと思うのですけれども、だから、こういう行かない子どもの目配りが大事なのではないでしょうか。居場所がない子をつくらないということですから、居場所があるようにしていただきたい。

それから、子育てのアンケートにもありましたけども、その中に、子どもにとって安全な遊び場や、雨の日に遊べる場所がないということが上がっております。その放課後対策として、今のような場合、地域の子ども教室が各コミセンで土・日で開かれていますよね。でも、それが土・日ではなく日々開催されておられますと、各コミセンにそういう子どもたちが立ち寄れるような場所があれば、例えばできる範囲内でのプレイルームとかの設置がされると、なお、幼児も、そして児童たちも行けるのではないか。そういうことの対応で放課後対策にもなり、雨の日の対策にもなり、そして、子ども教室に行けない子どもへの対策にもなると考えますが、これについても再度お伺いいたします。

それから、民生委員さんのことですが、高齢者から民生委員さんの不満の声が上がっているのは行政の方でも聞いておられるのかどうかは、ありますよね、必ずと言っていいぐらい1つ、2つは聞いておられると思うのですけれども。ひとり暮らしの高齢者に民生委員とのつながりは重要と先ほども言いましたけれども、民生委員さんの選出のあり方、たしか自治会の方から上がってきて、そのまま上がっておりますけれども、その選出された民生委員さんに、本当に適性であるか、適性テストを受けていただいて、合格されてから任命するという方法に改善されていってはどうでしょうか。そういう点におきまして見直し、改善の予定を考えていただけるか、返答下さい。

次に、ふれあいサロンについてでございますけど、これについては準備期間は一応2年ぐらいで見てください。それから、先ほどご答弁の中で、若い世代ばかりが住んでいる、小さい子どもだけがよく住んでいるようなマンションであれば高齢者対策ということは必要でないというように言われたのですけれども、例えば、子どもばかりのマンションということはないと思うのです。高齢者の1人、2人は必ずおられると思うのですけれども、このふれあいサロンのあり方ですが、考え直していただきまして、高齢者ふれあいサロンじゃなくて、私の提案したいのは家庭的な地域づくりということで、年齢を問わず、幼児から、もちろん私たちの中間の女性や男性、それから高齢者の方、年齢を問わず、お世話をする人、お世話をされる人、地域の中で集まるという、そういうふうな家庭的な地

域づくりになり、また、世代交流になるので、このふれあいサロンの移行の中にこういう内容を取り入れていくよう、見直していただけたらどうでしょうか。市としては、この開催内容については、現在はどのように考えておられるのか、また、今私が申しましたことを取り入れていっていただけるのか、ご返事いただきたい。

それから、21年度、次世代育成支援行動計画の見直しのときでございますが、野洲市子育てサポートプランというの、これが17年度にできて、ちょうど21年度が見直しでございますけれども、この見直しをされるときに一番必要なことは、関係する、もちろん住民や利用者の声、これが一番大事だと思うのです。それから、施設を提供しているところ、地域、事業所、家庭等にとって本当に内容が充実し、反映したものであることを。そして、この議場の中におられるほとんどの方が10年以内にはこの対象者となる高齢者になります。それは今の現状でございます。私たちが安心して年をとっていけるように、早急に高齢者施策に取り組んでいただくようお願いして質問を終わらせていただきますが、先ほどの質問のみお答え下さい。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 中田議員の再々質問で全般的なことにわたってちょっとお答えいたします。

心優しい中田議員からさまざまなご提案をいただきましたけれども、いわゆる子育ての部分と高齢者の部分については、これはやっぱり方針が全く違います。いわゆる子育てについては、やはり生まれた段階から保護者というか、親が育てる方がいいと。それについては、やはり社会参加の問題もあるので、制度化をする形でいわゆる子育ての育児休暇とかができています。そこが女性だけではだめなので、男性も共同にということになります。高齢者の介護については、伝統的には、これは世界的にどこもやはり子どもが親を見るということだったのですけれども、それではいけないというので社会化をしてきています。ですから、介護の休暇というのは一時的にあってもいいので、これは短期では市でも制度を持っていますけれども、育児の2年、3年といった制度とは全く性格が異なりますので、介護をこれから社会化して、いわゆる介護保険も同じ考えですけれども、そういう矢先に介護休暇の充実というのは、これは方向としては合っているかどうか再検討が必要だと思っています。

それと、ふれあいサロンにつきましても、やはり高齢者の方の、介護予防というのは本当は変なのですけれども、介護にかからないような形で地域で安心して健康に暮らしていた

だけのような措置であって、それをすべての世代にわたって、行政が入ってふれあいの場をつくるというのは、それがいいのか、本当はもっと地域の中で、あるいはいろんな趣味の合った人がやるとかそういうこともあるので、基本的には本来どのようなサービスを行政がどのような形で供給するのかというのを整理した上で、今後、進めさせていただいた方がいいと思いますので、まず冒頭に考え方だけ説明させていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、中田議員の再々質問にお答えします。育児休業制度の現状と対策の中での2点の質問があったと思いますので、お答えさせていただきます。

まず、市職員の介護休暇取得状況でありますけども、2名おります。男性1名、女性1名ということになってございます。

それと、企業、事業所での育児休業制度の定着を図るということで、パンフレットの配付や広報誌の掲載のみだけではやっぱり不足じゃないか、もっと何か違う手段を講ずるべきではないかというご質問でございますが、企業、事業所においては、男女を問わず育児休業制度などの各種制度の利用しやすい環境を整えることは子育て、ゆとりのある家庭生活を送っていただくために重要であると認識いたしております。このことから、今後におきましては、市内企業、事業所における育児休業制度等の各種制度につきまして、実施の状況把握ができるような体制づくりにつきまして、関係部局と協議しながら進めてまいりたいと思います。

現在、この所管は環境経済部の商工観光課になるわけでございますが、そこに、今、就労支援相談員あるいは企業啓発指導員等も嘱託で配置をいただいておりますので、そういう部分でも、また体制づくりも考える必要があると思っておりますし、先ほど言いました関係部局との連携も必要でございますので、そういうことから、まずはそういう体制づくりに取り組んでまいりたい、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、回答といたします。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） 中田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

1点目は、民生委員の選出方法ということでございますけども、3年に1度、民生委員の一斉改選があるということで、各自治会からも、ふやしていただきたいということもお聞きしておる中の選出ということなのですが、現実には自治会の中で、民生委員という職

種をご理解いただいて、それなりに地域の中で信頼のある、ある程度、地域の役員等の経験も踏まえてご選出いただいているということで、なかなか適性テスト云々ということになりますと、現時点ではなかなか、選出いただくのが非常に厳しい中で自治会長にも多大なるご負担をかけているということもありますので、できるだけ自治会長の選出方法というのはお願いしていく中で、少し自治会長にご苦勞をいただきますけど、早い段階で、3年目に入るところには自治会長にお願い申し上げて、少し選考時間をかけていただくような形で適任者を選出いただきたいということで、ちょっとテストは難しいなと思っております。よろしく申し上げます。

続きまして、現在、高齢者のサロンにつきましては地域の高齢者の生きがいというのか、おひとりで寂しいとか、閉じこもりを予防しよう、また、支え合いを築いていこうということを目的として、自主的なサロンなのですけども、開催いただいている。これにつきましては、開催1回あたりに5,000円ということで最大12回の6万円。ただ、これは65歳以上の高齢者の人口によりましては12回の制限と、100名を超えますと少し補助金もふえるというような仕組みにはなっておりますけども。ということで、今度、小地域ふれあいサロンで、65歳以上の高齢者が100人以上おいでになる自治会については、例えば2つのグループにさせていただきますと、それぞれ補助金をもらっていただくというような仕組みにも一応なっておりますので、そのあたりも周知をしてみたいと思っておりますし、高齢者だけでないというのは、市長も申し上げましたけども、まずは高齢者を中心に固めてからでないとなかなか次へ行けないなど。ただ、これまで実践的に、高齢者お誕生日会などで地元の保育園や地域のお子さんに来ていただいて楽しくやっておられるというサロン、ケースがある。そういう形で世代交流を図っていただければと思っておりますので、その部分については、また、やっていただく各自治会についてもそういう手法もあるよということでご紹介も申し上げたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 中田議員の再々質問の中の学童保育所、子ども教室の関係でお答えいたします。

まず、行かない子どもの安全な居場所の確保、そして目配りは確かに大切だと思います。そこで、ご提案いただきましたコミセンで行っております地域子ども教室の関係でございますけども、コミセンを平日でも安全な場所として子どもの居場所にするというご提案だ

ったと思います。特に雨天の日というご提案だったと思いますけども、コミセンで行っております地域子ども教室という事業を平日も実施していきますと、当然、指導員の配置が必要になってまいります。また、コミセンで自由に子どもたちをプレイルーム等で遊ばせる、そういった場面を想定しますと、若干、安全管理面で課題が生じるかなというふうにも考えられます。したがって、コミセンをはじめとしまして何らかの形で、地域の皆さんの知恵と工夫によって行かない子どもたちを支えるシステムを、地域の方々と相談しながらよりよい方向性を見出していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、3月13日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き、一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後4時42分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成21年3月12日

野洲市議会議長 河 野 司

署 名 議 員 田 中 良 隆

署 名 議 員 藤 下 茂 昭